

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【事業年度】	第41期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社 日本医療事務センター
【英訳名】	N.I.C. Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 土屋 修
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地
【電話番号】	03(3864)3311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 渡邊 茂雄
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田佐久間町三丁目2番地
【電話番号】	03(3864)3311(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 渡邊 茂雄
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高	千円	58,131,478	64,064,779	65,282,292	69,636,487	64,213,083
経常利益	"	1,447,071	1,699,919	2,056,518	2,761,077	1,173,695
当期純利益	"	405,030	382,058	419,335	1,389,292	308,800
純資産額	"	16,198,207	16,435,158	16,950,328	17,364,040	17,026,891
総資産額	"	27,405,440	27,044,299	28,908,741	28,892,158	25,298,959
1株当たり純資産額	円	1,402.45	1,433.16	1,453.40	1,512.40	782.62
1株当たり当期純利益	"	33.72	31.94	36.65	122.36	13.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	"	-	31.86	36.64	-	-
自己資本比率	%	59.11	60.77	57.15	59.41	67.15
自己資本利益率	"	2.50	2.34	2.54	8.25	1.81
株価収益率	倍	32.92	37.48	25.51	7.78	31.30
営業活動による キャッシュ・フロー	千円	1,020,761	811,035	2,013,666	1,622,677	2,210,555
投資活動による キャッシュ・フロー	"	451,306	517,664	689,322	1,072,348	860,046
財務活動による キャッシュ・フロー	"	739,377	916,196	470,009	873,051	982,718
現金及び現金同等物の 期末残高	"	3,630,732	3,007,907	4,802,260	4,473,897	4,842,209
従業員数 [外、平均臨時雇用者 数]	人	12,343 [11,442]	12,730 [12,050]	13,256 [11,458]	13,882 [11,790]	13,990 [11,977]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 平成17年3月期、平成20年3月期及び平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成18年3月期の当期純利益の減少は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。
- 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第37期	第38期	第39期	第40期	第41期
決算年月		平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月
売上高	千円	39,526,475	40,579,390	41,413,829	45,169,529	47,081,267
経常利益	"	1,130,962	1,056,012	1,587,940	1,905,757	675,662
当期純利益又は当期純損失()	"	416,190	274,286	489,690	935,417	543,961
資本金	"	6,184,413	6,184,413	6,184,413	6,184,413	6,184,413
発行済株式総数	株	12,400,689	12,400,689	12,400,689	12,400,689	23,801,378
純資産額	千円	16,451,565	16,579,704	15,765,931	15,963,615	16,023,462
総資産額	"	22,172,277	21,991,782	22,868,144	22,416,305	23,183,607
1株当たり純資産額	円	1,424.40	1,445.78	1,386.14	1,404.45	736.39
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	" (")	20.00 (-)	20.00 (-)	20.00 (-)	24.00 (8.00)	12.00 (6.00)
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失()	"	34.68	22.56	42.80	82.38	24.20
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	"	-	22.51	-	-	-
自己資本比率	%	74.2	75.4	68.9	71.1	69.0
自己資本利益率	"	2.53	1.66	3.03	5.90	3.41
株価収益率	倍	32.01	53.06	-	11.56	17.77
配当性向	%	57.67	88.65	-	29.13	49.59
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	9,769 [9,373]	10,087 [9,869]	10,649 [9,325]	11,244 [9,724]	11,767 [10,058]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 平成17年3月期、平成20年3月期及び平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成19年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 平成18年3月期の当期純利益の大幅な減少は、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。
- 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
- 平成19年3月期の株価収益率及び配当性向は、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 平成20年4月1日付で、株式1株につき2株の株式分割を行っております。
- 平成20年12月19日付で、自己株式の消却を行ったため、発行済株式総数は1,000,000株減少しております。

2【沿革】

年月	事項
昭和40年10月	医療事務管理者養成のための通信教育事業等を目的として日本医療経営協会（個人経営）を創業。
昭和43年10月	資本金250千円の株式会社日本医療経営新社に改組、本社を東京都台東区東上野に置く。
昭和44年6月	医療機関の医療費請求を含む医療事務処理の請負事業を目的として関係会社 株式会社医療事務研究センター（資本金5,000千円）を設立。
昭和44年11月	関西支社（現 大阪支社）開設。
昭和45年3月	中京支社（現 名古屋支社）開設。
昭和47年4月	医療事務通学教育を開始。
昭和49年10月	事業多角化及び経営の効率化のため関係会社 株式会社医療事務研究センターを吸収合併（合併比率1：1）。
昭和55年10月	日本医療歯科助手学院の名称で歯科助手通学講座（1年制）を開設。
昭和55年11月	株式会社日本医療事務センターに商号を変更。
昭和58年6月	日本医療事務センター新潟株式会社へ新潟県における営業を譲渡。
昭和58年8月	西東京支社（現 東京支社）開設。
昭和59年3月	本社を東京都台東区台東に移転。
昭和59年4月	日本医療情報学院の名称で医科医療事務オペレータ通学講座（1年制）を開設。
昭和61年7月	労働者派遣法の施行と同時に医療関連業務の人材派遣事業について労働大臣許可を取得。
昭和62年4月	医療秘書通学講座（2年制）を開設、日本医療歯科助手学院と日本医療情報学院を統合し、日本メディカルビジネスカレッジに改称。
平成4年11月	日本証券業協会より店頭登録銘柄として承認。
平成5年2月	調剤薬局事業を営む子会社を設立し、調剤薬局事業を開始。
平成8年7月	本社を所在地（東京都千代田区神田佐久間町）に移転。
平成9年4月	調剤薬局事業を営む子会社4社が合併し、社名を株式会社ファーコスとする。
平成9年7月	レセプト点検請負のため子会社株式会社エム・エム・エス（資本金10,000千円）を設立。
平成9年8月	訪問医療専門医の運営支援のため子会社日本健康機構株式会社（資本金30,000千円）を設立。
平成10年1月	ホームヘルパー養成講座（2級課程）を開設。
平成11年1月	訪問介護ステーションを台東区に開設。
平成12年3月	有料職業紹介所NIC転職支援センターを開設。
平成12年3月	東京支社でISO9001、9002の認定を受ける。
平成12年10月	日本ヘルスケアテクノ株式会社の第三者割当増資を全額引受け、当社の子会社とする。
平成12年10月	滅菌事業を営むメディカル・システム・サービス株式会社に資本参加を行い、当社の関連会社とする。
平成13年9月	当社の主たる事業である医療関連受託事業（全国各拠点）においてISO9001の認定を受ける。
平成14年11月	東京都認証保育所を江戸川区に開設し、保育事業を開始。
平成14年12月	医療施設の経営コンサルティングを営むホームメイション株式会社に資本参加を行い、当社の関連会社とする。
平成14年12月	株式会社東京証券取引所市場第二部上場。
平成15年3月	当社の事業である教育事業・介護事業においてISO9001の認定を受ける。
平成15年3月	東京都台東区元浅草にNIC上野ビルを新設。
平成15年4月	診療報酬請求事務技能の認定業務を営む株式会社技能認定振興協会（資本金10,000千円）を設立。
平成15年5月	医療施設及び経営に係る総合コンサルティング業務を営む株式会社ホスピタルマネジメント研究所（資本金50,000千円）を設立。
平成15年6月	医療関連受託事業、教育事業を営む日本医療事務センター新潟株式会社の全株式を取得し、当社の子会社とする。
平成16年3月	当社の主たる事業である医療関連受託事業において、院内物流管理サービス及び看護補助サービスのISO9001拡大認定を受ける。
平成16年4月	日本医療事務センター新潟株式会社を吸収合併。
平成16年4月	東京都世田谷区祖師谷にNIC成城ビルを新設。

年月	事項
平成16年7月	医療関連受託事業を営む株式会社アイ・エム・ビー・センターの株式を取得し、当社の子会社とする。
平成17年3月	株式会社ホスピタルマネジメントの全株式を売却。
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）より、プライバシーマーク認定取得。
平成18年6月	日本ヘルスケアテクノ株式会社の全株式を譲渡。
平成19年9月	日本健康機構株式会社を解散。

年月	事項
平成19年12月	メディカル・システム・サービス株式会社の全株式を譲渡。
平成20年11月	株式会社エム・エム・エスを解散。
平成21年 3月	東京都千代田区神田富山町にN I C 神田ビルを取得
平成21年 5月	株式会社ファーコスの全株式を株式会社スズケンに譲渡。

3【事業の内容】

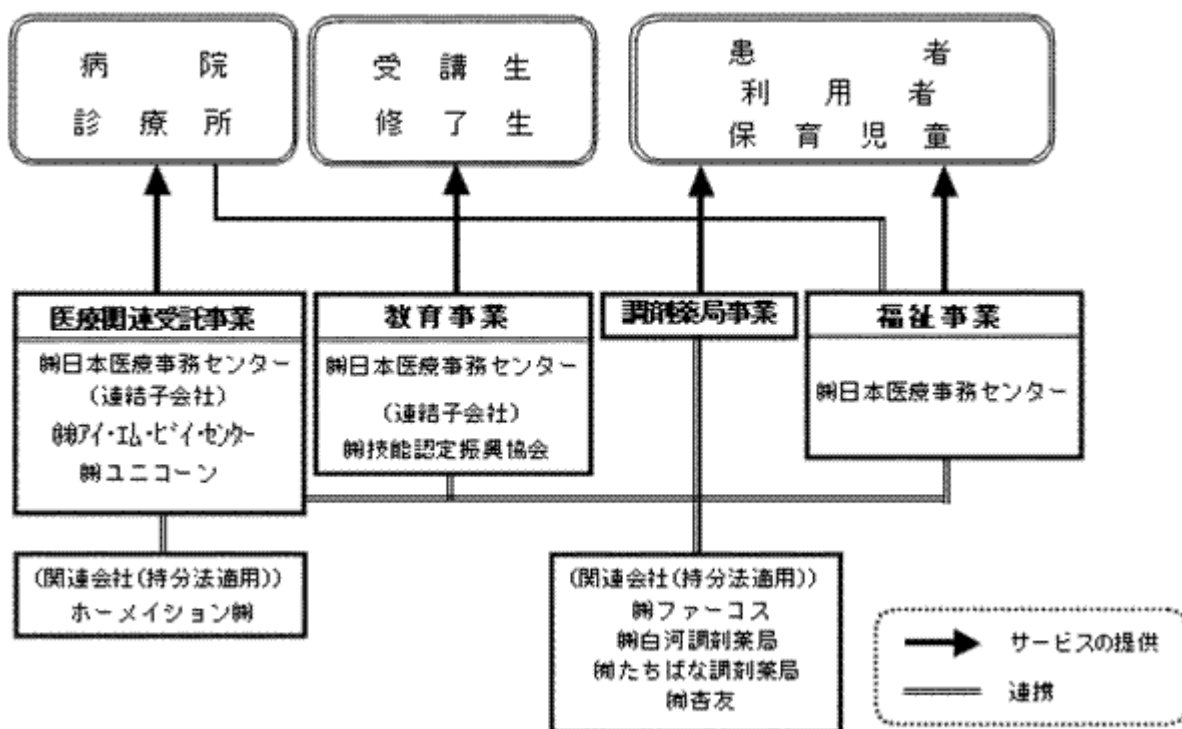
当社グループは、当社（株式会社日本医療事務センター）、連結子会社3社ならびに関連会社5社により構成されており、その主な事業内容、各関係会社の当該事業に係る位置付け及び事業の種類別セグメントの関係は、次の通りであります。

なお、次の5部門は「第5 経理の状況 1. (1)連結財務諸表 注記」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一であります。

- (医療関連受託事業) 当社及び連結子会社2社（株式会社アイ・エム・ピー・センター、株式会社ユニコーン）の主たる業務であり、その内容は、医事業務（受付、会計、診療報酬請求業務等）の受託・人材派遣、医療機関に対するコンサルティング等であります。
また、持分法適用会社のホームメーション株式会社では、医療機関・施設の経営に関する総合コンサルティング業務を行っております。
- (教育事業) 当社において、医療事務等の医事関連講座及びホームヘルパー等の福祉関連講座を中心に教育事業を展開しております。連結子会社の株式会社技能認定振興協会では、診療報酬請求事務技能等の認定業務を行っております。
- (福祉事業) 当社において、訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）、居宅介護支援、福祉用具の貸与・販売、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所生活介護（ショートステイ）、特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）、小規模多機能型居宅介護等の介護事業及び保育事業を行っております。
- (調剤薬局事業) 持分法適用会社4社（株式会社ファーコス、株式会社白河調剤薬局、有限会社たちばな調剤薬局、有限会社杏友）にて調剤薬局における調剤及び医薬品の販売を行っております。
- (その他事業) 当社において、不動産賃貸業務等を行っております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと、次の通りであります。

N I Cグループ



(注) 1. 医療関連受託事業を営む当社の連結子会社でありました株式会社エム・エム・エスは、平成20年11月10日

付の決議により解散いたしました。

2. 当社は、平成21年4月14日付で株式会社ファーコスの全株式の譲渡契約を締結し、平成21年5月1日付で株式を譲渡いたしました。これにより、同社と株式会社白河調剤薬局、有限会社たちばな調剤薬局及び有限会社杏友の4社は、持分法適用会社ではなくなりました。

4【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
株式会社アイ・エム・ ・ピイ・センター (注3, 4)	大阪府大阪市 北区	90,000	医療関連受託事業	100.00	当社が人材を派遣 役員の兼任有り
株式会社ユニコーン (注2)	大阪府大阪市 中央区	12,000	医療関連受託事業	100.00 (100.00)	-
株式会社技能認定振 興協会	東京都千代田 区	10,000	教育事業	100.00	当社が事務の一部 受託

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

3. 当社は、平成20年4月7日付で株式会社アイ・エム・ピイ・センターの株式を追加取得しました。また、同社が平成20年9月26日付で自己株式を取得し、平成20年9月30日付で自己株式を消却したことにより、当社の議決権の所有割合は100.00%となっております。

4. 株式会社アイ・エム・ピイ・センターについては、売上高(連結相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主要な損益情報等は以下のとおりです。

	株式会社アイ・エム・ピイ・センター
(1)売上高 (千円)	9,137,967
(2)経常利益 (千円)	296,764
(3)当期純利益 (千円)	160,081
(4)純資産額 (千円)	951,228
(5)総資産額 (千円)	1,963,594

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
ホームイション株式 会社	東京都千代田区	25,000	医療関連受託事業	20.00	役員の兼任有り
株式会社ファーコス (注3)	東京都千代田区	382,500	調剤薬局事業	41.99	当社がレセプト業 務受託 役員の兼任有り
有限会社たちばな調 剤薬局 (注2, 3)	神奈川県川崎市 川崎区	3,600	調剤薬局事業	41.99 (41.99)	-
有限会社杏友 (注2, 3)	東京都武蔵村山 市	3,000	調剤薬局事業	41.99 (41.99)	-
株式会社白河調剤薬 局 (注2, 3)	福島県白河市	34,000	調剤薬局事業	41.99 (41.99)	-

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。

3. 当社は、平成20年9月18日付で株式会社ファーコスの株式の一部を譲渡しました。これに伴い、株式会社ファーコスの100%出資子会社である有限会社たちばな調剤薬局、有限会社杏友及び株式会社白河調剤薬局は、持分法適用の関連会社になりました。また、当社は平成21年5月1日付で株式会社ファーコスの全株式を譲渡したため、同社と有限会社たちばな調剤薬局、有限会社杏友及び株式会社白河調剤薬局の4社は、持分法適用の関連会社ではなくなりました。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年3月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
医療関連受託事業	13,226 (10,806)
教育事業	48 (10)
福祉事業	583 (1,156)
調剤薬局事業	- (-)
その他事業	3 (-)
全社(共通)	130 (5)
合計	13,990 (11,977)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート社員数は()内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として、記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 調剤薬局事業は、平成20年9月18日付で株式会社ファークスの株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外しております。
4. 従業員数(パート社員を含む)が前連結会計年度末に比べ295人増加しておりますのは、業務拡大に伴うものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
11,767 (10,058)	36.8	8.8	4,870,000

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート社員数は()内に年間平均人員を外数で記載しております。
- 当社の従業員は、本社・事業部・支社従業員(以下、「事務職員」という)と医療機関(病院・診療所)内で勤務する常勤・パート社員及び介護・保育事業に従事する常勤・パート社員(以下、「現業社員」という)に大きく分類され、現業社員の給与は全額売上原価に計上されております。
- 事務職員と現業社員は、勤務体系や給与体系が異なるため、平均年齢・平均勤続年数及び平均給与を合算して算出することは合理的でないことから、事務職員723人について表示してあります。
2. 平均年間給与(税込)は基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 従業員数(パート社員を含む)が前事業年度末に比べ523人増加しているのは、業務拡大に伴うものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は平成11年4月21日に結成され、「日本医療事務センター労働組合」と称し、ゼンセン同盟に加盟しております。

なお、労使関係は極めて良好であります。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、世界的な金融市場の混乱を背景に企業収益の落ち込みや株価の低迷等、急速に景気後退局面へと転じました。また、それに伴い雇用環境も大幅に悪化することとなりました。

当社の主たる事業領域である医療関連業界におきましては、診療報酬のマイナス改定、医療費の適正化を目的とした医療制度改革、レセプトオンライン請求の一部義務化等が行われ、当社の顧客である医療機関は経営体制の見直しを迫られております。

福祉関連業界におきましては、高齢化が進む中、介護職の従事者数が慢性的に不足しており、人材確保が事業を継続する上での最重要課題となっております

このような状況の中、当社グループの売上高につきましては、主力である医療関連受託事業において、既存取引先である医療機関に対する取引を拡大し、増収となりました。福祉事業では、利用者の獲得に注力し、増収を確保いたしました。

利益面につきましては、福祉事業における介護事業所の稼働率の向上や、教育事業における受講者数の増加等により利益率の改善に努めましたが、当社が加入する健康保険組合の保険料率の大幅な引上げによる人件費の上昇を吸収し切れず、厳しい状況で推移いたしました。

また、平成20年9月、当社は、調剤薬局事業を営んでおります株式会社ファークスの株式の一部を株式会社スズケンに譲渡したため、第3四半期連結会計期間より、調剤薬局事業が当社の連結業績から除外されております。一方、当該譲渡に伴い、特別利益として関係会社株式売却益を計上いたしました。

その他、当連結会計年度において、株式市場の悪化に伴い投資有価証券を相当分圧縮して売却損失を計上、一部は期末に減損処理（投資有価証券評価損）をいたしました。

以上の結果、売上高は64,213百万円（前連結会計年度比7.8%減）、営業利益は2,207百万円（同24.6%減）、経常利益は1,173百万円（同57.5%減）、当期純利益は308百万円（同77.8%減）となりました。

(イ) 医療関連受託事業

既存顧客先である医療機関に対して取引の拡大を図るとともに、DPC（*1）関連業務をはじめとした医事周辺業務の拡充に取組みました。一方、健康保険料率の大幅な引上げによる法定福利費の増加や賃金改定等による販売管理費の増加等、コストの増加要因が重なったことが利益を圧迫しました。

その結果、売上高は49,901百万円（前連結会計年度比4.1%増）と増収基調を維持しましたが、営業利益は2,070百万円（同23.6%減）となりました。

<参考>

（*1）DPCとは：Diagnosis Procedure Combinationの略で、診療報酬の定額払いを行うため、疾病、診療行為を一定の基準で分類したもので、DPC対象病院では、入院費用が投薬や検査の数による「出来高払い」ではなく、1日当たりいくらかという「定額払い」になる。

(ロ) 教育事業

雇用環境の悪化に伴い、当社が展開している医療・福祉関連等の資格講座「ニック教育講座」に対する需要が回復し、特に医療事務講座の受講者数は前連結会計年度比で5期ぶりにプラスに転じました。また、不採算教室の閉鎖により固定費を削減し、収益の改善を図りました。なお、講座修了生に対して当社への就業誘導を行い、医療関連受託事業への安定的な人材供給に努めております。

その結果、売上高は1,768百万円（同0.5%減）、営業損失は138百万円（前連結会計年度は営業損失310百万円）となり、赤字幅が縮小しました。

(ハ) 福祉事業

介護事業につきましては、訪問介護、通所介護等をはじめとする各サービスにおいて利用者の獲得並びに事業所の稼働率の維持向上に努め、業績が順調に推移いたしました。また、不採算の介護事業所について統廃合を実施いたしました。なお、当連結会計年度において通所介護事業所1ヵ所を開設しております。

その結果、売上高は4,561百万円（前連結会計年度比9.0%増）、営業利益は75百万円（前連結会計年度は営業損失172百万円）となり、通期の黒字転換を実現しました。

(ニ) 調剤薬局事業

前述の通り、第3四半期連結会計期間より、調剤薬局事業は当社の連結業績から除外しておりますので、当連結会計年度の当該セグメントの売上高及び営業利益は、第2四半期連結累計期間までを計上しております。

その結果、売上高は7,723百万円（前連結会計年度比50.0%減）、営業利益は130百万円（同78.8%減）となりました。

(ホ) その他事業

主に賃貸収入等により、売上高は258百万円（前連結会計年度比5.9%減）、営業利益は68百万円（同1.8%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は4,842百万円となり、資金残高は前連結会計年度末に比べ368百万円増加となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、得られた資金は前連結会計年度に比べ587百万円増加し、2,210百万円となりました。

これは主に税金等調整前当期純利益1,210百万円、有価証券売却損益910百万円、投資有価証券評価損益499百万円、減価償却費419百万円、法人税等の還付額363百万円等によるもので、関係会社株式売却損益913百万円、法人税等の支払額648百万円等により、一部相殺されています。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、使用した資金は前連結会計年度に比べ212百万円減少し、860百万円となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出2,932百万円、有価証券の取得による支出574百万円等によるもので、有価証券の売却による収入1,491百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入1,228百万円等により、一部相殺されています。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、使用した資金は前連結会計年度に比べ109百万円増加し、982百万円となりました。

これは主に自己株式の取得による支出398百万円、配当金の支払額317百万円、長期借入金の返済による支出269百万円等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	前年同期比(%)
医療関連受託事業(千円)	49,901,434	104.1
教育事業(千円)	1,768,135	99.5
福祉事業(千円)	4,561,709	109.0
調剤薬局事業(千円)	7,723,617	50.0
その他事業(千円)	258,186	94.1
合計(千円)	64,213,083	92.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間の取引については相殺消去しております。

3. 調剤薬局事業は、第3四半期連結会計期間より当社の連結業績から除外しておりますので、当連結会計年度

の当該セグメントの販売実績は、第2四半期連結会計期間までを計上しております。

3【対処すべき課題】

(1)医療関連受託事業

医療費の適正化に向けた医療制度改革、IT化の進展等、医療機関を取り巻く経営環境の様々な変化に適切に対応していくための提案型営業を強化するとともに、医療事務周辺業務への拡大を図り、病院経営支援に関するノウハウを蓄積してまいります。また、労務コストの上昇傾向に対応すべく、業務の一層の効率化に努めるとともに、適正な価格での受注を推進してまいります。

更に、病院経営支援を担える人材の育成、地域に即した人材確保手段の充実等、事業の拡大に対応可能な人員配置に注力してまいります。

(2)教育事業

効率的な講座運営による収益の改善を図り、早期の黒字転換を目指します。

また、医療関連受託事業への人材供給部門として、専門性の高い人材の育成と確保に努めてまいります。

(3)福祉事業

地域に密着した事業展開を基本方針として、利用者の獲得及び事業所の稼働率の更なる向上により、安定した成長を実現してまいります。また、介護・保育職員の着実な確保と育成に努めてまいります。更に、介護保険対象外の新規サービスの開発・導入を推進し、ニーズに応える多彩なサービスを提供可能な体制を整備してまいります。

当社グループは、企業を取り巻く様々な環境の変化に機敏に対応し、知名度の向上を図り、社会的信用を高めてまいります。また、優秀な人材の確保・育成及び社員の資質向上に努め、経営基盤の一層の充実化を図ってまいります。

4【事業等のリスク】

(1) 法的規制について

当社グループの経営成績、財政状態等が影響を受ける可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。
なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(イ) 医療関連受託事業

当社グループの主たる業務である医療関連業務の人材派遣については、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（労働者派遣法）」に基づき一般労働者派遣事業の許可を、「職業安定法」に基づき有料職業紹介事業の許可を取得し、事業を展開しております。

「労働者派遣法」は、労働者派遣事業の適正な運営を確保する為、派遣事業を行う事業主が欠格事由に該当する或いは法令に違反する場合には、事業許可の取消しや業務停止を命じる旨が定められております。

従いまして、当社グループがこれらの法令等に抵触するようなことがあれば、医事関連業務の人材派遣を行い得ない状況となり、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(ロ) 教育事業

当社グループでは、教育事業においてホームヘルパー養成講座を展開しております。同講座は、介護保険法施行令にて介護職員の任用資格として認められているホームヘルパー2級課程の修了を目的としており、当社の主力商品となっております。

厚生労働省では、介護サービスの質の向上を目的として、将来的に、介護職員の資格要件を国家資格である介護福祉士に統一する方針です。それに伴い、ホームヘルパー資格は、新設された代替要件である介護職員基礎研修へと順次切替えられ、介護福祉士養成過程の新たな枠組みとして位置付けられる予定です。

従いまして、介護保険法における介護職員の資格要件の引上げが開始され、同講座の就業上の効力が低下した場合、受講者の減少が予想され、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(ハ) 福祉事業

同事業では、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、福祉用具貸与・販売、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等の介護事業及び保育事業を行っております。これらの事業を展開するにあたっては、介護保険法、児童福祉法及び同法に係る政省令等に従い、管轄地域の自治体より事業者としての許認可を受ける必要があります。また、平成21年4月の介護保険法改正により、平成21年5月1日からコンプライアンスの徹底を目的として「法令遵守等の業務管理体制の整備」が新たに義務付けられました。従来から実施されている自治体による監査、情報の公表制度、第三者評価制度等と併せて適切な対応が必要となっております。更に、介護・保育事業の利用料金の主たる部分は、公定価格と言える性格のものであります。

従いまして、これらに関する行政の方針等が変更された場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(2) 医療業界の動向について

当社グループの主たる顧客である医療機関は、2年に1度定期的に実施される診療報酬の改定や、現在推進されている医療制度改革等により、その経営に大きな影響を受けることがあります。

従いまして、医療機関の経営状況や、医療事務関連業務のアウトソーシングの進展度合い、IT化の進捗状況等により、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(3) 人材の確保・育成について

当社グループの主たる事業は、人材によるサービスの提供によるものであり、事業規模を維持・拡大していく為には、それに見合う人材の確保と育成が必須となります。

医療関連受託事業では、取引先医療機関からの様々なニーズに対応可能な専門性の高い医療事務スタッフを、当社グループが受託する業務量の増減に応じて確保し、計画的に育成していく必要があります。

福祉事業では、参入事業者数の拡大や雇用環境の改善に伴い従事する有資格者が慢性的に不足している中、着実に人材を確保し、併せて質の高い人材を育成していく必要があります。

以上のような状況下におきまして、当社グループでは、自社で展開する教育事業を通じた人材の確保と育成に積極的に取り組んでいるほか、社員制度の見直しや賃金改定等による処遇改善を行い、有資格者を中心に、事業を展開する上で必要な人材の安定確保に努めております。

しかし、上記の施策をもってしても人材確保が計画通りに遂行し得なかった場合、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(4) 社会保険料率の改定について

健康保険、介護保険、厚生年金保険などの社会保険料率は、今後長期間にわたり上昇していくことが見込まれております。例えば、厚生年金保険料率は、平成16年の改正により平成29年9月まで毎年改定が決定されております。また、高齢者医療制度の改革を背景に健康保険組合が負担する拠出金が増加し、それに伴い各企業が負担する健康保険料も増加する見通しとなっております。当社グループは、約15,000名の社員が社会保険の適用対象となっております。このような社会保険料率の上昇は、労務コストの上昇に直接結びつくこととなります。

以上のような状況の下、当社グループでは、特に医療関連受託事業において業務の一層の効率化に努めるとともに、適正な価格での受注を推進し、収益の確保に努めております。

しかし、上記の施策が想定通りに進行せず、社会保険料率の改定による保険料負担の増加分を十分に吸収できない場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(5) 短時間労働者に対する社会保険の適用拡大について

現在、厚生労働省において、年金制度改革の一環として短時間労働者に対する社会保険の適用基準を拡大する案が検討されております。現行では、年収130万円以上且つ労働時間及び勤務日数が常用労働者の概ね4分の3以上の基準を満たしていない場合、短時間労働者に対する社会保険の適用は除外されておりますが、今後この基準が見直される可能性があります。また、平成20年4月から改正パートタイム労働法が施行され、短時間労働者に対する雇用管理の改善が求められるようになりました。

当社グループは、主に取引先医療機関において約11,000名のパート社員を雇用しております。その為、社会保険の適用基準拡大による保険料負担の増加、短時間労働者管理コストの上昇、短時間労働就労希望者の減少等が生じた場合には、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

(6) 個人情報の保護、管理について

当社グループでは、医療関連受託事業においては患者情報、教育事業においては受講者情報、福祉事業においては利用者及び保育園児情報等、多くの個人情報を取扱っております。また、当社では「個人情報保護に関する法令（個人情報保護法）」の施行に伴い、個人情報保護方針やマニュアル等を策定し、計画的に従業員教育を実施する等、社内体制の強化を図り、情報漏えいの防止に努めております。

しかし、個人情報の漏えいが発生して問題が生じた場合には、社会的信用の失墜、営業活動の停滞及び損害賠償事案の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

7【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、連結財務諸表を作成するに当たり、会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要とします。当社グループの経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1. (1) 連結財務諸表 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」をご参照ください。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、減収減益と厳しい推移となりました。要点は次の通りであります。

(イ) 売上高

当連結会計年度の売上高は、64,213百万円と前連結会計年度に比べ5,423百万円(7.8%)の減収となりました。

医療関連受託事業では、既存顧客先に対する取引の拡大を図るとともに医事周辺業務の拡充に取組んだことにより、49,901百万円と前連結会計年度に比べ1,944百万円(4.1%)の増収となりました。教育事業では、雇用環境の悪化に伴い資格講座に対する需要が回復し、医療事務講座を中心に受講者数が増加に転じたこと等から、1,768百万円と前連結会計年度に比べ8百万円(0.5%)のわずかの減収に留まりました。福祉事業では、既存事業所における利用者の獲得と稼働率の向上に努め、4,561百万円と前連結会計年度に比べ376百万円(9.0%)の増収となりました。調剤薬局事業は、下期より当社の連結業績から除外したことから、7,723百万円(上期の計上分)と前連結会計年度に比べ7,719百万円(50.0%)の減収となりました。

(ロ) 営業利益

当連結会計年度の営業利益は、2,207百万円と前連結会計年度に比べ720百万円(24.6%)の減益となりました。

医療関連受託事業では、健康保険料率の大幅な引上げによる法定福利費の増加等労務コストが増加したことから、営業利益が2,070百万円と前連結会計年度に比べ641百万円(23.6%)の減益となりました。教育事業では、受講動向の改善或不採算教室の閉鎖による固定費の削減等により、営業損失が138百万円と前連結会計年度に比べ172百万円(55.3%)の赤字縮小となりました。福祉事業では、既存事業所の稼働率の改善と不採算の介護事業所の統廃合の実施等から事業全体の効率が向上して、営業利益が75百万円となり、前連結会計年度の172百万円の赤字から初の黒字転換を実現いたしました。調剤薬局事業は、前述の理由により、営業利益が130百万円(上期の計上分)と前連結会計年度に比べ486百万円(78.8%)の減益となりました。

(ハ) 経常利益

有価証券売却損及びデリバティブ評価損等を営業外費用で計上したことから、営業外損益では1,033百万円の損失計上となり、当連結会計年度の経常利益は、1,173百万円と前連結会計年度に比べ1,587百万円(57.5%)の減益となりました。

(ニ) 税金等調整前当期純利益

投資有価証券評価損を特別損失として計上しましたが、子会社の株式譲渡に伴う関係会社株式売却益を特別利益に計上した結果、特別損益では36百万円の利益計上となり、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、1,210百万円と前連結会計年度に比べ1,466百万円(54.8%)の減益となりました。

(ホ) 当期純利益

税金等調整前当期純利益から法人税、住民税及び事業税等を控除した結果、当連結会計年度の当期純利益は、308百万円と前連結会計年度に比べて1,080百万円(77.8%)の減益となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

主な取引先である医療機関の動向や医療・介護保険制度をはじめとした法律・制度の改正などにより、当社グループの業績に影響が及ぶ事業等のリスクがあります。

当社グループが抱える事業等のリスクについては、「第2 事業の状況4 . 事業等のリスク」を参照願います。

(4) 経営戦略の現状と見通し

当社グループは、「私たちは、医療・福祉関連事業を通じて、良質で均一なサービスを提供し、地域社会の医療と福祉の向上に貢献することを使命とします」という経営理念のもと、人材の育成・確保と経営の一層の効率化により経営基盤を強化してまいります。

医療関連受託事業部門につきましては、既存顧客先に対する更なる取引の拡大を推進するとともに、新規取引先の獲得、D P C 関連業務等の高付加価値業務の拡大等に注力してまいります。また、労務費などのコスト増加傾向に対応すべく、適正な価格での受託を推進するとともに、労務管理の徹底や経費削減等による事業運営の一層の効率化を図ってまいります。

教育事業部門につきましては、専門性の高い人材を育成し、医療関連受託事業部門をはじめ当社グループへの人材供給機能と体制を一層強固なものとしてまいります。また、適切な受講者獲得策の実施と教室運営の効率化を図り、赤字解消を目指します。

福祉事業部門につきましては、地域に根ざしたサービスの提供を継続し、利用者数を更に拡大してまいります。また、介護職員の確保に努め、安定的な成長を図ってまいります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

(イ) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローでは、前連結会計年度に比べ587百万円増加の2,210百万円の資金が得られました。

これは、関係会社株式売却損益913百万円、法人税等の支払額648百万円等の資金を使用しましたが、税金等調整前当期純利益1,210百万円、有価証券売却損益910百万円、投資有価証券評価損499百万円、減価償却費419百万円及び法人税等の還付額363百万円等の資金が得られたことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローでは、前連結会計年度に比べ212百万円減少の860百万円の資金を使用しました。

これは、有価証券の売却による収入1,491百万円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入1,228百万円等の資金が得られましたが、有形固定資産の取得による支出2,932百万円、有価証券の取得による支出574百万円等の資金を使用したことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローでは、前連結会計年度に比べ109百万円増加の982百万円の資金を使用しました。

これは、自己株式の取得による支出398百万円、配当金の支払額317百万円及び長期借入金の返済による支出269百万円等によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末残高に比べ368百万円増加して4,842百万円となりました。

(ロ) 資金需要

資金需要につきましては、主にIT関連システム投資等業務の効率化を図るための投資を行う予定です。

(八) 財務政策

当社グループの運転資金及び設備投資資金については、主に内部留保資金を充当しておりますが、必要に応じて借入による資金調達も行っております。

借入による資金調達は、基本的には当社グループ各社が各々調達を行っております。当連結会計年度末現在の短期借入金残高は30百万円で、全額が連結子会社による銀行借入であります。また、当連結会計年度末現在の一年以内返済予定長期借入金及び長期借入金の残高は473百万円で、全て当社による銀行借入であります。

当社グループは、業績の向上により潤沢なキャッシュフローの創出に努めており、これに加えて、当社は金融機関からの総額3,000百万円のコミットメントライン（借入枠）を有し、連結子会社は総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しておりますので、必要に応じた機動的な資金調達が可能であり、当社グループの成長を支える十分な資金を確保しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループは、人材の確保と事業運営の効率化を最優先課題と認識しており、教育事業による人材の育成・供給機能を最大限に発揮し、医療関連受託事業及び福祉事業における安定的かつ持続的な成長が可能となる経営基盤を強化してまいります。具体的には、「第2 事業の状況3 . 対処すべき課題」を参照願います。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループでは、事業の拡大に対応するため、総額で2,892百万円の設備投資を行いました。

主要な設備投資としましては、本年3月に取得した（NIC神田ビル）の土地、建物等の購入に2,780百万円、次期勘定システム等のソフトウェア導入に65百万円であります。

また、所要資金は、全額自己資金で賄っております。

なお、平成20年9月、当社は、調剤薬局事業を営んでおります株式会社ファークスの株式の一部を株式会社スズケンに譲渡したため、調剤薬局事業が当社の連結範囲から除外されております。

これにより株式会社ファークスの土地、建物等の固定資産が株式会社スズケンへ移転しております。詳細については、「第5 経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）2.実施した会計処理の概要 (2)移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳」をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成21年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社（東京都千代田区）	会社統括業務	事務所	220,135	-	817,016 (440)	1,734	41,472	1,080,359	174 (-)
福利厚生施設（静岡県田方郡）	会社統括業務	保養所及び研修施設	187,397	-	140,675 (2,769)	-	3,510	331,583	-
福利厚生施設（兵庫県赤穂市）	会社統括業務	保養所及び研修施設	108,490	-	38,293 (679)	-	904	147,688	-
大阪北支社・大阪南支社(大阪府大阪市)	医療関連受託・教育・その他事業	事務所・教室	175,763	-	759,757 (260)	525	1,987	938,033	78 (3)
名古屋支社（愛知県名古屋市）	医療関連受託・教育・その他事業	事務所・教室	337,118	10,611	229,555 (321)	-	7,132	584,418	60 (1)
NIC上野ビル（東京都台東区）	その他事業	賃貸用ビル	378,792	35,597	312,585 (294)	-	584	727,559	3 (-)
NIC成城ビル（東京都世田谷区）	その他事業	賃貸用ビル	566,529	1,550	740,000 (1,933)	16	654	1,308,751	3 (-)
神田ビル（東京都千代田区）	医療関連受託・教育・福祉・その他事業	事務所・教室	1,029,225	-	1,750,370 (448)	-	-	2,779,595	- (-)

(2) 国内子会社

(平成21年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類 別セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物 (千円)	機械装置及 び運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	リース資産 (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
株式会社アイ・エム・ピー・センター	本社（大阪府大阪市）	会社統括業務	事務所	25,704	-	42,323 (186)	-	2,866	70,895	30 (-)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、器具備品であります。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員の()は、パート社員数を外書しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、業界動向、投資効率、将来の事業展開を総合的に勘案し、設備投資計画は原則的に連結会社が個別に策定していますが、場合によっては提出会社と協議の上決定しております。

当連結会計年度末現在の重要な設備の新設・改修等に係る投資予定金額は、420百万円計画しており、主なものはシステム投資、自社ビルの内装設備及び福祉事業における新規事業所開設に伴う設備投資であります。その所要資金については、自己資金にて充当する予定です。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設・改修等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設・改修

会社名事業所名	所在地	事業のセグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了		その他
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社	東京都他	-	勘定系システム等	310,000	-	自己資金	平成21年 4月	平成22年 3月	-
当社	東京都	-	自社ビルの内装設備等	50,000	-	自己資金	平成21年 4月	平成22年 3月	-
当社 通所介護	東京都	福祉事業	通所介護事業所の内装設備等	40,000	-	自己資金	平成21年 4月	平成22年 3月	-

(2) 重要な設備の除却または売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	98,000,000
計	98,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成21年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	23,801,378	23,801,378	株式会社東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数100株
計	23,801,378	23,801,378	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は次のとおりであります。

平成17年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	1,470	1,470
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.2.	294,000	294,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.3.	1株当たり613	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.	発行価格 613 資本組入額 307	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役及び従業員との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会の承認を要する。質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成18年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	380	380
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.2.	76,000	76,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.3.	1株当たり552	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成22年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.4.	発行価格 552 資本組入額 313	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	(注)5.

- (注)1. 当社は、平成18年6月29日定時株主総会決議により、取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権の総数として取締役につき500個(株式の数50,000株)、監査役につき100個(株式の数10,000株)を上限として決議しております。当社は、平成18年7月20日開催の取締役会において取締役及び監査役につき400個(株式の数40,000株)の新株予約権割当決議をしております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権割当決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成20年8月1日から平成22年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	1,130	1,130
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.2.	226,000	226,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.3.	1株当たり552	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から 平成22年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.4.	発行価格 552 資本組入額 313	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	(注)5.

- (注)1. 当社は、平成18年6月29日定時株主総会決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、1,290個(株式の数129,000株)を上限として決議しております。当社は、平成18年7月20日開催の取締役会において当社の使用人に対して1,270個(株式の数127,000株)の新株予約権割当決議をしております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権割当決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成20年8月1日から平成22年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

平成19年7月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	410	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.2.	82,000	82,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.3.	1株当たり476	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.4.	発行価格 476 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	(注)5.

(注)1. 当社は、平成19年7月19日開催の取締役会において取締役及び監査役につき410個(株式の数41,000株)の新株予約権割当決議をしております。

- 平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

平成19年6月28日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	1,230	1,230
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.2.	246,000	246,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.3.	1株当たり476	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.4.	発行価格 476 資本組入額 259	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.	(注)5.

- (注)1. 当社は、平成19年6月28日定時株主総会決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、1,350個(株式の数135,000株)を上限として決議しております。当社は、平成19年7月19日開催の取締役会において当社の使用人に対して1,310個(株式の数131,000株)の新株予約権割当決議をしております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権割当決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）4. に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

平成20年7月22日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	410	410
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	82,000	82,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.	1株当たり466	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.	発行価格 466 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	(注)4.

(注)1. 当社は、平成20年7月22日開催の取締役会において取締役及び監査役につき410個(株式の数82,000株)の新株予約権割当決議をしております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。
また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

平成20年6月27日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成21年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成21年5月31日)
新株予約権の数(個)(注)1.	2,700	2,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	270,000	270,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2.	1株当たり466	同左
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から 平成24年7月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)2.3.	発行価格 466 資本組入額 249	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する。 質入れその他の処分及び相続は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	(注)4.

(注)1. 当社は、平成20年6月27日定時株主総会決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、2,760個(株式の数276,000株)を上限として決議しております。当社は、平成20年7月22日開催の取締役会において当社の使用人に対して2,720個(株式の数272,000株)の新株予約権割当決議をしております。新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権割当決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値（当日に終値がない場合は直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）3. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記（注）3. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成20年4月1日 (注)1.	12,400,689	24,801,378	-	6,184,413	-	6,260,086
平成20年12月19日 (注)2.	1,000,000	23,801,378	-	6,184,413	-	6,260,086

(注)1. 株式分割(1株につき2株)によるものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	18	17	44	52	1	3,138	3,270	-
所有株式数(単元)	-	72,203	273	36,729	15,596	2	113,175	237,978	3,578
所有株式数の割合 (%)	-	30.34	0.12	15.43	6.55	0.00	47.56	100.00	-

(注)1. 自己株式2,093,046株は、「個人その他」に20,930単元、「単元未満株式の状況」に46株含めて記載してあり
ます。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ7
単元及び20株含まれております。

(6)【大株主の状況】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
新村 勝由	東京都羽村市	2,442	10.26
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	1,895	7.96
株式会社健商	東京都武蔵野市御殿山1-8-1ケンハウス	1,764	7.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,201	5.04
日本医療事務センター従業員持株会	東京都千代田区神田佐久間町3-2	926	3.89
日興シティ信託銀行株式会社(投信口)	東京都品川区東品川2-3-14	900	3.78
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1-1-2	819	3.44
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	765	3.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	514	2.15
資産管理サービス信託銀行株式会社(金銭信託課税口)	東京都中央区晴海1-8-12	436	1.83
計	-	11,665	49.01

(注)1. 上記のほか、自己株式が2,093千株あります。

2. 当事業年度末日以降、当事業年度末現在主要株主であった新村勝由氏より、大量保有報告書の変更報告書が提出されたことにより、主要株主ではなくなりました。

なお、新村勝由氏の大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 新村勝由

住所 東京都羽村市

保有持株数 1,342,100株

株式保有割合 6.18%

提出日 平成21年5月15日

3. 当事業年度末日以降、以下の株主より大量保有報告書が提出されております。

氏名又は名称 株式会社スズケン

住所 愛知県名古屋市東区東片端町8番地

保有株式数 1,235,300株

株式保有割合 5.69%

提出日 平成21年5月18日

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,093,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,704,800	217,048	-
単元未満株式	普通株式 3,578	-	-
発行済株式総数	23,801,378	-	-
総株主の議決権	-	217,048	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株(議決権の数7個)含まれております。

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社日本医療事務センター	千代田区神田佐久間町3-2	2,093,000	-	2,093,000	8.79
計	-	2,093,000	-	2,093,000	8.79

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであり、定時株主総会において決議されたものです。当該制度の内容は次のとおりです。

第37回定時株主総会（平成17年6月29日）決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月29日第37回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役・監査役及び同日現在在籍する当社従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを、同定時株主総会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 14 監査役 3 使用人 112
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し45,000、監査役に対し4,000、 使用人に対し124,000、合計173,000（注）1．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,225（注）1．2．
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から平成21年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は 当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取 締役、監査役及び従業員との間で締結する新株予約権割 当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会の承認を要する 質入その他の処分及び相続は認めない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1．平成17年6月29日開催の定時株主総会において決議された新株の予約権の行使により発行すべき株式のうち、新株の予約権の目的たる株式26,000株につきましては、付与対象者の退職等の理由により権利を喪失しております。また、平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っており、当該有価証券報告書提出日現在の付与すべき株式の数は294,000株、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり613円となっております。

2．新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

第38回定時株主総会（平成18年6月29日）決議

当社取締役及び監査役の報酬の一部として、取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容について、平成18年6月29日第38回定時株主総会において決議されたもの、及び会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、同定時株主総会終結の時に在籍する当社使用人に対して特に有利な条件をもってストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、同定時株主総会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 10 監査役 5 使用人 109
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、監査役及び当社使用人
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し35,000、監査役に対し5,000、 使用人に対し127,000、合計167,000（注）1。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり1,103（注）1、2。
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日から平成22年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は 当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取 締役、監査役及び使用人との間で締結する新株予約権割 当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する 質入その他の処分及び相続は認めない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3。

（注）1. 当社は、第38回定時株主総会（平成18年6月29日）決議により、取締役及び監査役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権の総数として取締役につき500個（株式の数50,000株）、監査役につき100個（株式の数10,000株）を上限として決議しております。また、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、1,290個（株式の数129,000株）を上限として決議しております。当社は、平成18年7月20日開催の取締役会において取締役及び監査役につき400個（株式の数40,000株）、当社の使用人に対して1,270個（株式の数127,000株）の新株予約権割当決議をしております。当新株予約権割当決議による新株の予約権の行使により発行すべき株式のうち、新株の予約権の目的たる株式は取締役及び監査役につき20個（株式の数2,000株）、当社の使用人に対して140個（新株の数14,000株）につきましては、付与対象者の退職等の理由により権利を喪失しております。また、平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っており、当該有価証券報告書提出日現在の付与すべき株式の数は、取締役及び監査役に対するもの380個（株式の数76,000株）、当社の使用人に対するもの1,130個（株式の数226,000株）、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり552円となっております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む、

）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間（平成20年8月1日から平成22年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

取締役会（平成19年7月19日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成19年6月28日第39回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び監査役に対して特に有利な条件をもってストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成19年7月19日の取締役会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成19年7月19日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 10 監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し36,000、監査役に対し5,000、 合計41,000（注）1。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり952（注）1.2。
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成23年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は 当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役と の間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する 質入その他の処分及び相続は認めない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3。

（注）1. 当社は、平成19年7月19日開催の取締役会において取締役及び監査役につき410個（株式の数41,000株）の新株予約権割当決議をしております。また、平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っており、当該有価証券報告書提出日現在の付与すべき株式の数は、取締役及び監査役に対するもの410個（株式の数82,000株）、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり476円となっております。

2. 新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む、

）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

第39回定時株主総会（平成19年6月28日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成19年6月28日第39回定時株主総会終結の時に在籍する当社使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、同定時株主総会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	使用人 110
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	131,000（注）1．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり952（注）1．2．
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から平成23年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する 質入その他の処分及び相続は認めない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3．

（注）1．当社は、第39回定時株主総会（平成19年6月28日）決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、1,350個（株式の数135,000株）を上限として決議しております。当社は、平成19年7月19日開催の取締役会において当社の使用人に対して1,310個（株式の数131,000株）の新株予約権割当決議をしております。当新株予約権割当決議による新株の予約権の行使により発行すべき株式のうち、新株の予約権の目的たる株式は80個（株式の数8,000株）につきましては、付与対象者の退職等の理由により権利を喪失しております。また、平成20年4月1日付で1株を2株とする株式分割を行っており、当該有価証券報告書提出日現在の付与すべき株式の数は、1,230個（株式の数246,000株）、新株予約権の行使時の払込金額は1株当たり476円となっております。

- 2．新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む、

）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間（平成21年8月1日から平成23年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

取締役会（平成20年7月22日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月27日第40回定時株主総会終結の時に在任する当社取締役及び監査役に対して特に有利な条件をもってストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、平成20年7月22日の取締役会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成20年7月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役 10 監査役 4
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	取締役に対し72,000、監査役に対し10,000、 合計82,000（注）1。
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり466（注）2。
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から平成24年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は 当社の関係会社に在任・在籍していることを要する。 取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び監査役と の間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する 質入その他の処分及び相続は認めない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3。

（注）1．当社は、平成20年7月22日開催の取締役会において取締役及び監査役につき410個（株式の数82,000株）の新株予約権割当決議をしております。

2．新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む、

）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

（ロ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

第40回定時株主総会（平成20年6月27日）決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成20年6月27日第40回定時株主総会終結の時に在籍する当社使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することを、同定時株主総会において決議されたものであります。内容は次のとおりです。

決議年月日	平成20年6月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	使用人 112
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数（株）	272,000（注）1．
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり466（注）2．
新株予約権の行使期間	平成22年8月1日から平成24年7月31日まで
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社又は当社の関係会社に在籍していることを要する。 株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象使用人との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡は当社取締役会決議の承認を要する 質入その他の処分及び相続は認めない
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3．

- （注）1．当社は、第40回定時株主総会（平成20年6月27日）決議により、当社の使用人に対して発行する新株予約権の数につき、2,760個（株式の数276,000株）を上限として決議しております。当社は、平成20年7月22日開催の取締役会において当社の使用人に対して2,720個（株式の数272,000株）の新株予約権割当決議をしております。当新株予約権割当決議による新株の予約権の行使により発行すべき株式のうち、新株の予約権の目的たる株式は20個（株式の数2,000株）につきましては、付与対象者の退職等の理由により権利を喪失しております。
- 2．新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む、）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端

数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

また、新株予約権割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合および時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、上記（注）2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間（平成22年8月1日から平成24年7月31日まで）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ロ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（イ）記載の資本金等増加限度額から上記（イ）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めないものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
取締役会（平成20年10月16日）での決議状況 （取得期間 平成20年11月10日～平成20年12月24日）	450,000	150,000,000

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	389,400	149,981,700
残存決議株式の総数及び価額の総額	60,600	18,300
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	13.5	0.0
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	13.5	0.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成20年12月18日)での決議状況 (取得期間 平成21年1月19日~平成21年2月27日)	600,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	600,000	248,575,500
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	51,424,500
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	17.1
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	17.1

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないもの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,051,875	44,752
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式には、平成20年4月1日付で株式分割(1株につき2株)による増加分
1,051,771株を含んでおります。

2. 当期間における取得自己株式には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買
い取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	1,000,000	578,570,000	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	2,093,046	-	2,093,046	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成21年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主への利益還元を経営の最重要政策の一つとして認識しており、経営環境の変化に対応した経営基盤の強化と将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様へ安定した配当を継続することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記基本方針に基づき、当期は1株当たり12円の配当（うち中間配当6円）を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、業務の効率化を図るためIT関連投資等に有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議より、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成20年11月7日 取締役会決議	136	6
平成21年6月25日 定時株主総会決議	130	6

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第37期 平成17年3月	第38期 平成18年3月	第39期 平成19年3月	第40期 平成20年3月	第41期 平成21年3月
最高(円)	1,330	1,410	1,205	1,063 525	510
最低(円)	860	1,010	919	828 465	297

(注) 1. 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

2. 印は、株式分割（平成20年4月1日、1株につき2株）による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	平成20年11月	平成20年12月	平成21年1月	平成21年2月	平成21年3月
最高(円)	392	405	420	401	457	450
最低(円)	297	302	351	365	400	380

(注) 最高・最低株価は、株式会社東京証券取引所（市場第二部）におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長		新村 勝由	昭和5年4月28日生	昭和35年4月 中央建材株式会社代表取締役社長 昭和43年10月 当社設立専務取締役 昭和44年6月 株式会社医療事務研究センター(昭和49年10月当社に吸収合併)設立代表取締役社長 昭和49年12月 当社代表取締役社長就任 昭和52年1月 株式会社健商設立代表取締役社長(現任) 平成13年6月 当社代表取締役会長就任 平成19年4月 当社取締役会長就任(現任)	(注)2	2,442
取締役社長 (代表取締役)		土屋 修	昭和23年2月26日生	昭和48年1月 株式会社医療事務研究センター(昭和49年10月当社に吸収合併)入社 昭和63年9月 当社取締役就任 平成5年4月 当社常務取締役就任 平成9年4月 当社専務取締役就任 平成17年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)2	170
取締役兼専務 執行役員	経営企画部、 総務人事部担当	広瀬 勇	昭和20年7月30日生	昭和43年4月 安田生命保険相互会社入社 平成11年7月 同社取締役市場金融部長 平成13年4月 同社常務取締役資産運用副 総局長兼運用管理部長 平成16年1月 安田ライフダイレクト損害 保険株式会社代表取締役社長 平成16年10月 当社顧問就任 平成17年6月 当社専務取締役就任 平成19年7月 当社取締役兼専務執行役員 就任 経営企画部、総務人事 部担当(現任)	(注)2	28
取締役兼専務 執行役員	医療事業本部 長、労務対策 室担当	荒井 純一	昭和25年3月23日生	昭和48年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役就任 平成9年4月 株式会社ファークロス代表取 締役就任 平成12年6月 当社常務取締役就任 平成17年4月 当社専務取締役就任 平成19年7月 当社取締役兼専務執行役員 就任(現任) 平成21年4月 当社医療事業本部 長、労務 対策室担当(現任)	(注)2	35
取締役兼常務 執行役員	福祉事業部長	佐藤 優治	昭和32年3月15日生	昭和56年10月 当社入社 平成12年6月 当社取締役就任 平成16年4月 当社東部事業部長 平成17年4月 当社常務取締役就任 平成19年7月 当社取締役兼常務執行役員 就任(現任) 平成20年4月 当社福祉事業部長(現任)	(注)2	6

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役兼執行役員	経理部、広報室、情報システム室担当	渡邊 茂雄	昭和23年6月1日生	昭和46年4月 平成6年4月 平成12年6月 平成14年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成21年4月 三菱信託銀行株式会社入社 同社企業金融部次長 当社入社 財務部次長兼広報室次長 当社広報室長 当社経理部長 当社取締役就任 当社取締役兼執行役員就任 経理部、広報室、情報システム室担当(現任)	(注)2	13
取締役兼執行役員	ニックジョブ事業部長	夏目 睦弘	昭和29年7月30日生	昭和54年10月 平成11年4月 平成14年6月 平成18年6月 平成20年4月 平成21年4月 当社入社 当社中部事業部長 当社取締役就任 当社取締役兼執行役員就任(現任) 当社東海ブロック長 当社ニックジョブ事業部長(現任)	(注)2	7
取締役兼執行役員	事業開発部長	板東 克郎	昭和28年10月2日生	昭和52年4月 平成12年4月 平成15年1月 平成15年4月 平成15年6月 平成18年6月 平成19年4月 三菱商事株式会社入社 同社ヘルスケア事業部次長 当社入社 当社福祉事業部長 当社取締役就任 当社取締役兼執行役員就任(現任) 当社事業開発部長(現任)	(注)2	20
取締役兼執行役員	総務人事部長	阿部 徹	昭和35年5月2日生	昭和59年5月 平成12年4月 平成14年4月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 当社入社 当社経営企画室長 当社総務部長 当社総務人事部長(現任) 当社取締役就任 当社取締役兼執行役員就任(現任)	(注)2	5
取締役兼執行役員	関連事業部長	秋山 修	昭和24年3月6日生	昭和46年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成16年4月 平成18年7月 平成21年6月 安田生命保険相互会社入社 同社北海道本部 北海道営業推進部長 当社入社 経営企画室次長 当社経営企画部長兼関連会社管理室長 当社執行役員関連事業部長(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)2	11
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		山口 幸男	昭和20年1月5日生	昭和45年9月 平成12年6月 平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成18年6月 株式会社ワーナーミュージック・ジャパン入社 当社入社 経営企画室次長 当社品質管理部長 当社総務部部長 当社監査室長 当社常勤監査役就任(現任)	(注)3	-
監査役		仲俣 光弘	昭和35年1月3日生	昭和57年4月 平成2年6月 平成11年7月 平成17年1月 平成18年6月 ぺんてる株式会社入社 不動産信用保証株式会社入社 平文夫税理士事務所入所 仲俣光弘税理士事務所開設所長(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		角澤 武志	昭和18年2月10日生	昭和42年10月 安田生命保険相互会社入社 平成7年4月 同社人事部人権教育室長 平成10年4月 社会福祉法人朋映会入社 平成11年4月 特別養護老人ホーム春日部 勝彩園施設長 平成11年11月 社会福祉法人朋映会常務理 事 平成19年6月 当社監査役就任(現任) 平成20年4月 社会福祉法人朋映会監事 (現任)	(注)4	20
監査役		古川 晴雄	昭和24年1月16日生	昭和58年4月 第一東京弁護士会弁護士登 録 昭和58年4月 萩原平法律事務所入所 昭和62年4月 古川晴雄法律事務所開設 平成3年1月 光和総合法律事務所パート ナー弁護士(現任) 平成19年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計						2,760

- (注) 1. 監査役仲俣光弘、角澤武志及び古川晴雄は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 平成21年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
 3. 平成18年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 4. 平成19年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5. 当社では、「経営の意思決定・監督」と「業務執行」の機能を明確に分離することで、業務執行体制ならびにコーポレートガバナンスのさらなる強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は上記表中の8名に加え、医療事業本部部長松川 正明、業務推進部長森岡 伸吉、医療事業本部部長生路 達、関西ブロック長中原 真代、業務管理部長岡崎 くみ子、東海ブロック長玉井 真澄、経営企画部長小熊 邦夫の計15名で構成されております。
 6. 上記各役員の所有株式数は、平成21年3月31日現在のものであります。
 7. 取締役会長の新村勝由より、平成21年5月15日付で大量保有報告書に係る変更報告書が提出されたため、同氏の所有する株式数は1,342千株となっております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの確立を企業経営の最重要課題と認識しております。企業経営の健全性の確保、透明性・効率性の向上を目的とし、コンプライアンス体制を強化するとともに、積極的なIR活動等を通じてディスクロージャーをさらに充実させ、企業行動の効率化を推進してまいります。また、株主をはじめとするステークホルダーのために、企業価値の増大を目指し、利益の還元に努めてまいります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

(イ) 会社の機関の基本説明

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会については、取締役10名、監査役会については、監査役4名（社外監査役は4名中3名）で構成されております。

・会社の機関の内容について

(取締役・取締役会)

当社の取締役会は、取締役10名で構成されており、原則として月1回の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当社グループ全般の重要な経営方針を決定するほか、取締役の業務執行状況を監督しております。

また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、取締役の任期を1年としております。

業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確化するため、執行役員制度を導入し、取締役会の監督機能の強化をしております。

(監査役・監査役会)

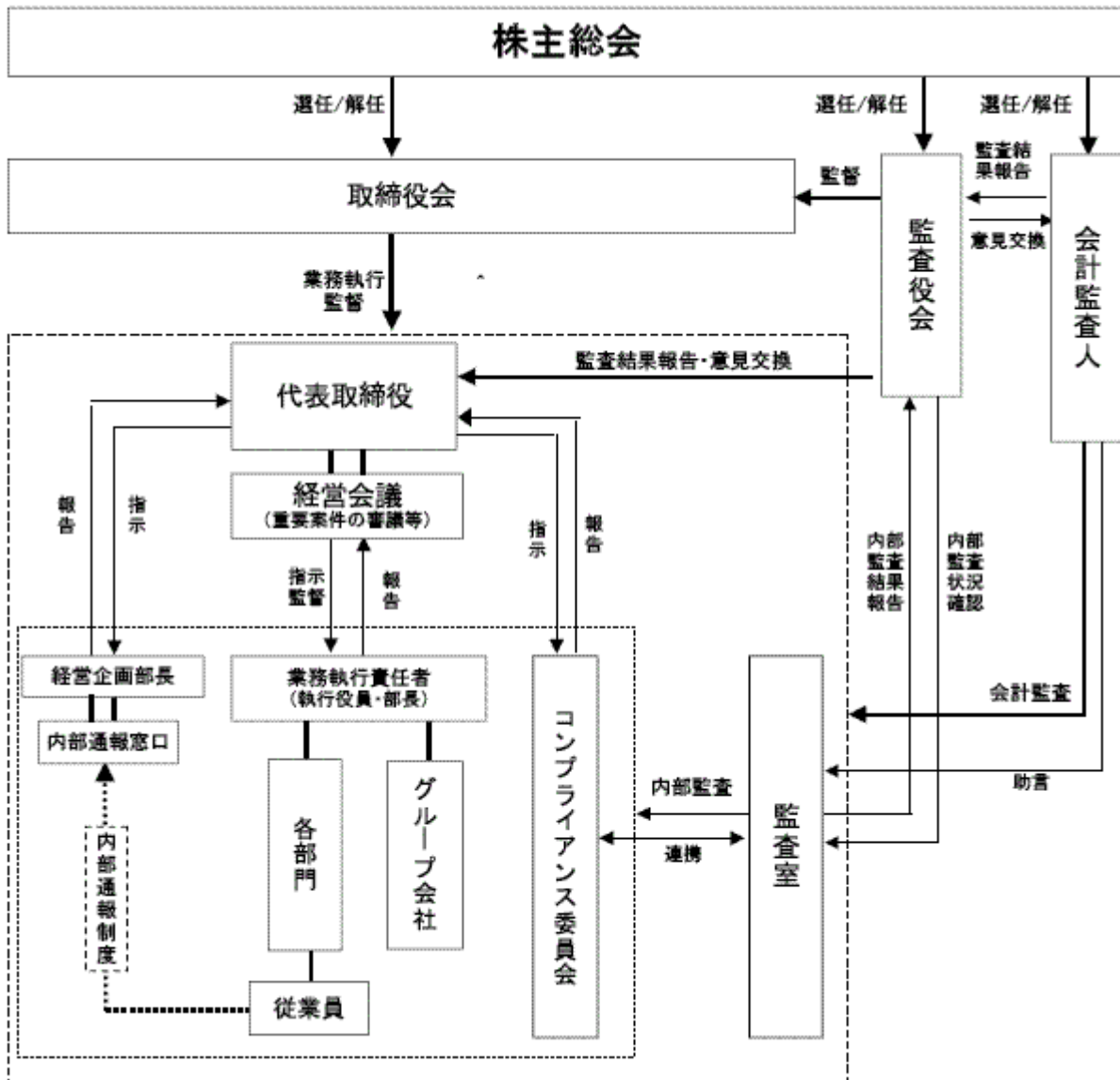
当社は監査役制度を採用しており、監査役4名（社外監査役は4名中3名）であり、独立性、公正性、透明性を確保しております。取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて取締役等から説明を求め、取締役の業務執行状況に対し適切な監査を行ってまいります。また、取締役会と連動して月1回監査役会を開催し、監査方針や監査計画を定めるとともに、監査に関する重要な事項について各監査役から報告を受け、協議または決議を行ってまいります。

(経営会議)

当社の経営会議は、社長をはじめ、会長、各事業部門の担当役員、管理部門担当役員等計10名で構成し、経営全般に関する事項及び経営上の重要事項を審議しております。業務執行責任者（執行役員及び部門長）は、月1回経営会議に業務執行状況等について報告しております。

(ロ) 会社の機関・内部統制の関係を示す図表

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の模式図は次のとおりであります。



(ハ) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

・内部統制システムの整備の状況について

当社は、平成18年5月2日開催の取締役会において、会社法施行に伴う内部統制システム構築の基本方針を決議いたしました。その基本方針に基づき内部統制システムの体制を構築してまいります。

また、平成19年8月23日開催の取締役会にて経営環境の変化に伴う見直しを行っております。

1) 内部統制の運用・検証体制の仕組み

- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め、業務執行を行っております。
- ・社長直轄の内部監査部門である監査室は、業務全般の妥当性及法律・法令の遵守状況について内部監査を実施し、業務の遂行と改善に向けた助言・勧告を行っております。また、会計監査人と監査役会との意見交換を実施する等連携強化を図り、内部統制の有効性の検証を行っております。

2) コンプライアンス体制の整備状況

- ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、グループ会社を含めた全役職員を対象とした行動指針として「NICグループ企業行動基準」を定め、それを全役職員に対して研修を実施するとともに、「NICグループ企業行動基準」の見直しを行う等、企業倫理の浸透を図っております。
- ・コンプライアンス担当役員を置き、個人情報保護、企業倫理、安全衛生、労務管理を統括するコンプライアンス組織を設置しており、コンプライアンス体制の構築及び運用を行っております。

3) 情報管理体制

- ・取締役の業務執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規定にしたがい適切に保存及び管理を行っております。

4) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、グループ会社を含めた全役職員を対象とした行動指針として「NICグループ企業行動基準」を定め、それを全役職員に対して研修を実施するとともに、定期的な見直しを行う等、企業倫理の浸透を図っております。
- ・子会社等の関係会社管理の担当部署として関連事業部を置き、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行っております。
- ・子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認める場合には、監査室又は内部統制を推進する組織に報告するものとし、監査室又は内部統制を推進する組織は監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとしております。監査役は意見を述べるとともに、改善策を求めることができるものとしております。

5) 監査の補助使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立に関する事項

- ・監査役に直属する監査役室を設置し、監査役の職務補助に専従するスタッフを配置しております。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役会に専属し、その人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、事前に監査役会の同意を得るものとする。

(二) 内部監査及び監査役監査の状況

当社は内部監査部門として監査室を設置しております。9名の人員にて全国の拠点並びにグループ各社を対象とした内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況につき監査を行っております。

監査役監査につきましては、監査役4名で重要会議への出席のほか、各事業所・部署の往査、代表取締役との意見交換、会計監査人からの監査計画及び監査結果についての報告等を通じて、適切な監査を行っております。

また、当社では、監査役、会計監査人及び監査室の相互連携を強化し、定期的にミーティングを実施し必要に応じて意見交換を行うことで、経営活動全般を対象とした監査の質の向上を強化しております。

(ホ) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は海南監査法人に所属する溝口俊一（継続監査年数7年）及び古川雅一（継続監査年数2年）の2氏であり、独立の立場から会計に関する意見表明を受けています。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名です。

(ヘ) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社と社外監査役との間に特別な利害関係はありません。

(ト) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

・反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断し、それらの活動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

・反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対する基本方針を「NICグループ企業行動基準」に明記するとともに、具体的な対応策について暴力団等反社会的勢力に対する対応要領を作成し、社内イントラネット上に掲載するなど、全役職員への周知徹底を図っております。

当社では、総務人事部を反社会的勢力排除に向けた対応の専門部署としており、事案の発生時には、関係行政機関や顧問弁護士との緊密な連携・連絡の上、すみやかに対処できる体制を構築しております。

リスク管理体制の整備の状況

当社が定めたリスク管理基本規程に基づき、リスクの種類毎にリスク管理に関する委員会、リスク管理統括部署を定め、定期的にリスクに関する報告、検討を実施しております。

また、子会社のリスク管理についてもリスク管理統括部署が関連事業部と連携し、リスクの把握及び管理状況について報告を受ける体制を整備しております。

さらに、平成18年4月1日から「公益通報者保護法」が施行されたことに伴い、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外の弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行っております。

役員報酬等の内容

当連結会計年度に取締役及び監査役に支払った報酬等は次のとおりであります。

取締役 10名 16,232万円（うち社外取締役 1名 278万円）

監査役 4名 1,699万円（うち社外監査役 3名 867万円）

なお、上記の報酬の額には、以下のものも含まれております。

・役員賞与による報酬額

取締役 10名 2,859万円（うち社外取締役 1名 30万円）

監査役 4名 200万円（うち社外監査役 3名 90万円）

・ストックオプションによる報酬額

取締役 10名 313万円（うち社外取締役 1名 8万円）

監査役 4名 38万円（うち社外監査役 3名 21万円）

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うことにおいて善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会決議によって市場取引等により、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的としております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社			20	
連結子会社			2	
計			22	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針は定めておりません。

第5【経理の状況】

連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、第40期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第41期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の連結財務諸表及び第40期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)の財務諸表については霞友監査法人と海南監査法人による共同監査を受け、また、当連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の連結財務諸表及び第41期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表については海南監査法人により監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり異動しております。

前々連結会計年度及び第39期事業年度 霞友監査法人

前連結会計年度及び第40期事業年度 霞友監査法人、海南監査法人

当連結会計年度及び第41期事業年度 海南監査法人

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,512,037	4,852,209
受取手形及び売掛金	8,229,355	6,267,066
有価証券	41,217	13,563
たな卸資産	876,757	-
原材料及び貯蔵品	-	111,736
繰延税金資産	602,741	496,283
未収還付法人税等	363,060	-
その他	484,117	334,878
貸倒引当金	10,939	11,708
流動資産合計	15,098,348	12,064,029
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	^{1, 3} 3,271,268	^{1, 3} 3,283,673
土地	³ 3,862,764	³ 5,412,485
リース資産(純額)	-	¹ 452,615
建設仮勘定	44,051	-
その他(純額)	¹ 394,717	¹ 143,888
有形固定資産合計	7,572,801	9,292,662
無形固定資産		
のれん	179,454	-
リース資産	-	8,808
その他	302,551	143,938
無形固定資産合計	482,005	152,746
投資その他の資産		
投資有価証券	^{2, 3} 3,162,502	^{2, 3} 1,795,778
長期貸付金	296,615	36,293
破産更生債権等	-	245,004
敷金及び保証金	1,081,291	678,692
繰延税金資産	803,586	763,542
その他	653,635	541,990
貸倒引当金	258,629	271,780
投資その他の資産合計	5,739,002	3,789,521
固定資産合計	13,793,809	13,234,929
資産合計	28,892,158	25,298,959

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,668,869	-
短期借入金	1,399,670	30,341
1年内返済予定の長期借入金	3 286,500	3 316,000
未払金	3,917,474	3,873,837
リース債務	-	67,671
未払法人税等	546,170	952,393
繰延税金負債	386	-
未払消費税等	447,153	433,469
未払費用	265,076	222,489
賞与引当金	932,494	800,019
役員賞与引当金	36,366	30,590
その他	323,182	348,102
流動負債合計	9,823,345	7,074,914
固定負債		
長期借入金	3 473,500	3 157,500
リース債務	-	112,716
退職給付引当金	511,727	379,339
役員退職慰労引当金	343,954	34,175
賃貸借契約解約損失引当金	-	154,759
負ののれん	-	73,693
その他	375,589	284,969
固定負債合計	1,704,772	1,197,153
負債合計	11,528,117	8,272,068
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,184,413	6,184,413
資本剰余金	6,260,086	6,260,086
利益剰余金	6,272,226	5,698,212
自己株式	1,292,368	1,112,400
株主資本合計	17,424,357	17,030,311
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	260,275	41,017
評価・換算差額等合計	260,275	41,017
新株予約権	24,597	37,597
少数株主持分	175,360	-
純資産合計	17,364,040	17,026,891
負債純資産合計	28,892,158	25,298,959

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高	69,636,487	64,213,083
売上原価	57,475,929	52,807,977
売上総利益	12,160,557	11,405,106
販売費及び一般管理費	1 9,233,094	1 9,197,870
営業利益	2,927,463	2,207,235
営業外収益		
受取利息	172,595	24,474
受取配当金	23,163	26,004
有価証券売却益	175,777	-
持分法による投資利益	4,493	85,376
その他	44,591	44,276
営業外収益合計	420,620	180,132
営業外費用		
支払利息	62,821	39,009
デリバティブ評価損	483,582	201,776
有価証券売却損	-	910,115
その他	40,603	62,771
営業外費用合計	587,006	1,213,673
経常利益	2,761,077	1,173,695
特別利益		
償却債権取立益	3,637	-
投資有価証券売却益	233,672	-
事業譲渡益	-	2,380
関係会社株式売却益	-	913,990
貸倒引当金戻入額	24,519	2,203
役員退職保険解約収入	10,297	-
賞与引当金戻入額	1,361	-
退職給付引当金戻入額	925	-
受取立退料	48,500	-
新株予約権戻入益	-	745
特別利益合計	322,913	919,319

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	2 95,431	2 126,947
固定資産売却損	3 4,992	-
減損損失	4 194,062	-
投資有価証券評価損	16,334	499,619
貸倒引当金繰入額	29	64,422
役員退職慰労引当金繰入額	61,370	-
損害賠償金	15,031	-
役員退職慰労金	16,829	-
過年度法定福利費	2,496	-
賃貸借契約解約損失引当金繰入額	-	154,759
賃貸借契約解約損	-	36,603
特別損失合計	406,577	882,352
税金等調整前当期純利益	2,677,414	1,210,662
法人税、住民税及び事業税	738,946	1,129,072
法人税等調整額	523,123	228,732
法人税等合計	1,262,070	900,339
少数株主利益	26,051	1,522
当期純利益	1,389,292	308,800

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,184,413	6,184,413
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	6,184,413	6,184,413
資本剰余金		
前期末残高	6,260,086	6,260,086
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	6,260,086	6,260,086
利益剰余金		
前期末残高	5,195,984	6,272,226
当期変動額		
剰余金の配当	318,107	317,769
当期純利益	1,389,292	308,800
連結子会社決算期変更による利益剰余金の増加額	-	220
連結子会社減少に伴う増加高	6,406	13,304
自己株式の処分	1,348	-
自己株式の消却	-	578,570
当期変動額合計	1,076,242	574,014
当期末残高	6,272,226	5,698,212
自己株式		
前期末残高	1,276,578	1,292,368
当期変動額		
自己株式の取得	23,163	398,601
自己株式の処分	7,372	-
自己株式の消却	-	578,570
当期変動額合計	15,790	179,968
当期末残高	1,292,368	1,112,400
株主資本合計		
前期末残高	16,363,906	17,424,357
当期変動額		
剰余金の配当	318,107	317,769
当期純利益	1,389,292	308,800
連結子会社決算期変更による利益剰余金の増加額	-	220
連結子会社減少に伴う増加高	6,406	13,304
自己株式の取得	23,163	398,601
自己株式の処分	6,024	-
自己株式の消却	-	-

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当期変動額合計	1,060,451	394,046
当期末残高	17,424,357	17,030,311
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	158,528	260,275
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	418,804	219,257
当期変動額合計	418,804	219,257
当期末残高	260,275	41,017
評価・換算差額等合計		
前期末残高	158,528	260,275
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	418,804	219,257
当期変動額合計	418,804	219,257
当期末残高	260,275	41,017
新株予約権		
前期末残高	8,095	24,597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,501	12,999
当期変動額合計	16,501	12,999
当期末残高	24,597	37,597
少数株主持分		
前期末残高	419,796	175,360
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	244,436	175,360
当期変動額合計	244,436	175,360
当期末残高	175,360	-
純資産合計		
前期末残高	16,950,328	17,364,040
当期変動額		
剰余金の配当	318,107	317,769
当期純利益	1,389,292	308,800
連結子会社決算期変更による利益剰余金の増加額	-	220
連結子会社減少に伴う増加高	6,406	13,304
自己株式の取得	23,163	398,601
自己株式の処分	6,024	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	646,738	56,896
当期変動額合計	413,712	337,149
当期末残高	17,364,040	17,026,891

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,677,414	1,210,662
減価償却費	559,823	419,700
持分法による投資損益（は益）	4,493	85,376
投資有価証券評価損益（は益）	16,334	499,619
関係会社株式売却損益（は益）	-	913,990
デリバティブ評価損益（は益）	483,582	201,776
有価証券売却損益（は益）	175,777	910,115
投資有価証券売却損益（は益）	233,672	-
賞与引当金の増減額（は減少）	94,857	24,964
役員賞与引当金の増減額（は減少）	36,366	5,776
賃貸借契約解約損失引当金の増減額（は減少）	-	154,759
貸倒引当金の増減額（は減少）	197,646	76,266
退職給付引当金の増減額（は減少）	12,574	13,129
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	67,839	12,010
受取利息及び受取配当金	195,758	50,479
支払利息	62,821	39,009
事業譲渡損益（は益）	-	5 2,380
固定資産除却損	95,431	126,947
固定資産売却損益（は益）	4,992	-
減損損失	194,062	-
売上債権の増減額（は増加）	368,115	167,408
たな卸資産の増減額（は増加）	80,828	125,452
仕入債務の増減額（は減少）	128,457	110,662
未払金の増減額（は減少）	432,551	193,418
その他債権の増減額（は増加）	34,022	130,085
その他債務の増減額（は減少）	61,740	65,028
小計	2,816,327	2,485,910
利息及び配当金の受取額	200,476	51,532
利息の支払額	65,844	41,028
法人税等の支払額	1,328,282	648,920
法人税等の還付額	-	363,060
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,622,677	2,210,555

	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	3,755,464	574,287
有価証券の売却による収入	3,226,146	1,491,396
有形固定資産の取得による支出	322,845	2,932,303
有形固定資産の売却による収入	81,355	-
無形固定資産の取得による支出	142,089	65,504
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 ² 252,107	-
連結子会社株式の追加取得による支出	147,285	31,050
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	3 ³ 1,228,077
貸付けによる支出	15,000	10,000
貸付金の回収による収入	191,994	38,790
その他の投資支出	190,540	103,366
その他の投資回収による収入	253,486	98,202
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,072,348	860,046
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	63,372	105,671
長期借入金の返済による支出	304,000	269,000
自己株式の取得による支出	23,163	398,601
自己株式の売却による収入	6,024	-
配当金の支払額	317,637	317,967
少数株主への配当金の支払額	11,805	3,700
連結子会社の減資等による少数株主への支払額	37,100	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	121,996	87,119
子会社の自己株式の取得による支出	-	12,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	873,051	982,718
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	4,711
連結子会社決算期変更による影響額	-	220
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	322,722	372,722
現金及び現金同等物の期首残高	4,802,260	4,473,897
連結除外による現金及び現金同等物の期末残高	5,640	4,410
現金及び現金同等物の期末残高	1 4,473,897	1 4,842,209

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社8社はすべて連結しております。 (株)ファークスは、平成19年4月1日付で100%出資子会社でありましたアメニティ(株)及び東京調剤(株)を吸収合併いたしました。 (有)たちばな調剤薬局は、平成19年4月2日付で当社の連結子会社である(株)ファークスの100%出資子会社となったため、当社の間接所有割合による議決権比率が93.51%となり、当社の連結子会社となりました。 (有)杏友は、平成19年7月1日付で当社の連結子会社である(株)ファークスの100%出資子会社となったため、当社の間接所有割合による議決権比率が93.51%となり、当社の連結子会社となりました。 なお、(有)杏友の決算日は6月30日であり、当社は当決算日に支配を獲得したものとみなし、同社の貸借対照表及び7月から3月までの損益計算書を連結しております。 当社の100%出資子会社でありました日本健康機構(株)は、平成19年9月20日開催の臨時株主総会にて解散決議を行ったため、連結の範囲から除外しております。なお、支配解消日は中間連結会計期間末のため、損益計算書のみ連結しております。 (株)白河調剤薬局は、平成19年12月1日付で当社の連結子会社である(株)ファークスの100%出資子会社となったため、当社の間接所有割合による議決権比率が93.51%となり、当社の連結子会社となりました。 なお、(株)白河調剤薬局は11月末において仮決算を行っております。そのため、当社は当仮決算をもって支配を獲得したものとみなし、同社の貸借対照表及び12月から3月までの損益計算書を連結しております。 連結子会社名は、「第1 企業の概況4 . 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p>	<p>子会社3社はすべて連結しております。 当社の93.51%出資子会社でありました(株)ファークスは、平成20年9月18日付で株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。 これに伴い、(株)ファークスの100%子会社である(有)たちばな調剤薬局、(有)杏友及び(株)白河調剤薬局についても連結の範囲から除外しております。 なお、支配解消日は第2 四半期連結累計期間末のため、損益計算書のみ連結しております。 当社の50%出資子会社でありました(株)エム・エム・エスは、平成20年11月10日開催の臨時株主総会にて解散決議を行ったため、連結の範囲から除外しております。 なお、支配解消日は平成20年11月10日のため、損益計算書のみ連結しております。 連結子会社名は、「第1 企業の概況4 . 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2. 持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の関連会社数 1社 ホームイション(株) 当社は、平成19年12月28日付で、メディカル・システム・サービス(株)の株式を売却したことに伴い、持分法適用の関連会社に該当しないこととなったため、持分法適用の関連会社から除外しております。</p>	<p>持分法適用の関連会社数 5社 (株)ファークロス、(有)たちばな調剤薬局、(有)杏友、(株)白河調剤薬局、ホームイション(株) 当社は、平成20年9月18日付で、(株)ファークロスの株式を譲渡したことに伴い、連結の範囲から除外し持分法適用の関連会社を含めております。 これに伴い、(株)ファークロスの100%子会社である(有)たちばな調剤薬局、(有)杏友及び(株)白河調剤薬局についても持分法適用の関連会社を含めております。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち(株)ユニコーンの決算日は2月29日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては、当該連結子会社の事業年度の末日と連結決算日との差異が3ヶ月を超えないため、当該事業年度に係る財務諸表を使用しております。 連結子会社のうち(有)杏友の決算日は6月30日であります。 連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p>	<p>連結子会社のうち(株)ユニコーンの決算日は2月28日でありましたが、当連結会計年度より、適正な期間損益を連結財務諸表に反映させるため、(株)ユニコーンの事業年度の末日を連結決算日である3月31日に変更しております。 連結財務諸表の作成に当たっては、当該連結子会社の12ヶ月を超える損益について「利益剰余金」に直入しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの ...決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの ...移動平均法による原価法</p> <p>(ロ) デリバティブ 時価法</p> <p>(ハ) たな卸資産 教材 ...移動平均法による原価法 商品 ...売価還元法による原価法 貯蔵品...最終仕入原価法</p> <p>(会計方針の変更) 商品は連結子会社における調剤医薬品であります。従来移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より売価還元法による原価法に変更いたしました。これは、調剤医薬品につきましては診療報酬改定に伴う薬価基準改定により公定価格が継続的に引き下げられ価格が低下傾向にあることから、この影響を期末在庫の評価額により的確に反映させることにより、財務体質の健全化を図るためのものであります。 なお、これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p>	<p>(イ) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(ロ) デリバティブ 同左</p> <p>(ハ) たな卸資産 主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)</p> <p>(会計方針の変更) 当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる損益に与える影響額はありません。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)								
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>(イ) 有形固定資産...定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については、定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4年～8年</td> </tr> </table> <p>資産に計上しているリース物件のその他(リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの)についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。 (追加情報) 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(ロ) 無形固定資産...定額法 社内利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(ハ)</p>	建物及び構築物	15年～50年	その他	4年～8年	<p>(イ) 有形固定資産(リース資産を除く)定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については、定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>15年～50年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4年～8年</td> </tr> </table> <p>(ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)定額法 社内利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>(ハ) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の不動産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	建物及び構築物	15年～50年	その他	4年～8年
建物及び構築物	15年～50年									
その他	4年～8年									
建物及び構築物	15年～50年									
その他	4年～8年									

項目	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(3) 重要な引当金の計上基準	<p>(イ) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しております。 貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(ロ) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度末の負担額を計上しております。</p> <p>(ハ) 役員賞与引当金 当社の役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(ホ) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 なお、当社は役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成19年6月28日定時株主総会において決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額を計上しております。</p> <p>(ヘ)</p>	<p>(イ) 貸倒引当金 同左</p> <p>(ロ) 賞与引当金 同左</p> <p>(ハ) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(ニ) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>(ホ) 役員退職慰労引当金 連結子会社において役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 前連結会計年度において計上していた当社の役員退職慰労金の打ち切り支給額263,500千円は、最終支給額が確定したため、当連結会計年度の連結貸借対照表上は、固定負債のその他（長期末払金）に含まれております。</p> <p>(ヘ) 賃貸借契約解約損失引当金 当社において採算の悪化した事業に係わる不動産賃貸借契約を解約した場合に備え、当該物件の解約に伴い発生する解約違約金等の見積額を計上しております。</p>
(4) 重要なリース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
(5) その他	<p>消費税等の会計処理の方法 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生連結会計年度の期間費用としております。</p>	<p>消費税等の会計処理の方法 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項	のれんの償却については、5年及び10年間の定額法により償却を行っております。	のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引(不動産に係るリース取引を除く)については、従来、売買取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、全ての所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の不動産に係るリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収還付法人税等」は、当連結会計年度において金額の重要性が増したため、区分掲記することに変更いたしました。</p> <p>なお、前連結会計年度における「未収還付法人税等」の金額は74千円であります。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1. 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用となることに伴い、前連結会計年度において、有形固定資産及び無形固定資産の各科目に掲記されていたリース取引に係るものは、当連結会計年度から有形固定資産について「リース資産(純額)」、無形固定資産について「リース資産」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前連結会計年度の各科目に含まれる「リース資産」は、「建物及び構築物(純額)」に427,056千円、有形固定資産「その他(純額)」に183,147千円及び無形固定資産「その他」に17,996千円であります。</p>

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、区分掲記しておりました「貸倒引当金繰入額」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>なお、当連結会計年度における貸倒引当金繰入額の金額は4,311千円であります。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において区分掲記しておりました「のれん償却額」は、金額の重要性がなくなったため、当連結会計年度から「減価償却費」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当連結会計年度の「減価償却費」に含まれているのれん償却額の金額は135,061千円であります。</p>	<p>2. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「原材料及び貯蔵品」に掲記しております。</p> <p>前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ795,559千円、81,198千円であります。なお、(株)ファーコース他3社は連結子会社でなくなったことにより、当連結会計年度末における「商品及び製品」の残高はありません。</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 2,514,129千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 2,077,265千円
2.関連会社に対するもの 投資有価証券(株式) 97千円	2.関連会社に対するもの 投資有価証券(株式) 727,588千円
3.担保提供資産 建物及び構築物 106,191千円 土地 167,592千円 投資有価証券 100,000千円	3.担保提供資産 建物及び構築物 98,505千円 土地 167,592千円 投資有価証券 100,000千円
計 373,784千円	計 366,097千円
担保付債務は、次のとおりであります。 長期借入金 225,000千円 (一年以内返済分を含む)	担保付債務は、次のとおりであります。 長期借入金 165,000千円 (一年以内返済分を含む)
4.債務保証 (医)良志会の不動産賃貸借契約に対する保証 15,740千円 (医)良志会のリース会社へのリース債務に対する保証 1,895千円	
5.当社及び連結子会社((株)ファークス、(株)アイ・エム・ビー・センター)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	5.当社及び連結子会社(株)アイ・エム・ビー・センターにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 6,000,000千円	当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 4,000,000千円
借入実行残高 1,397,500千円	借入実行残高 -千円
差引額 4,602,500千円	差引額 4,000,000千円

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																
<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>給料手当</td><td>3,599,771千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td>511,642千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>356,824千円</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>36,366千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>21,119千円</td></tr> <tr><td>生徒募集・広告宣伝費</td><td>739,320千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>4,013千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>135,061千円</td></tr> </table> <p>2. 固定資産除却損 固定資産の除却損は連結子会社(株)ファークスの調剤薬局移転及び閉局に伴う撤去費用、(株)アイ・エム・ピー・センターにおける事務所内装撤去費用並びに当社における事務所、教室及び社宅の原状復旧費等であります。</p> <p>3. 固定資産売却損 固定資産の売却損は当社における備品及びリース資産の譲渡分であります。</p>	給料手当	3,599,771千円	賞与	511,642千円	賞与引当金繰入額	356,824千円	役員賞与引当金繰入額	36,366千円	役員退職慰労引当金繰入額	21,119千円	生徒募集・広告宣伝費	739,320千円	貸倒引当金繰入額	4,013千円	のれん償却額	135,061千円	<p>1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table border="1"> <tr><td>給料手当</td><td>3,683,638千円</td></tr> <tr><td>賞与</td><td>555,637千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>376,684千円</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>30,590千円</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金繰入額</td><td>12,071千円</td></tr> <tr><td>生徒募集・広告宣伝費</td><td>662,249千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>5,643千円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td>34,821千円</td></tr> </table> <p>2. 固定資産除却損 固定資産の除却損は(株)エム・エム・エスの解散による事務所内装撤去費用、当社におけるソフトウェアの除却、事務所、教室及び社宅の原状復旧費等であります。</p>	給料手当	3,683,638千円	賞与	555,637千円	賞与引当金繰入額	376,684千円	役員賞与引当金繰入額	30,590千円	役員退職慰労引当金繰入額	12,071千円	生徒募集・広告宣伝費	662,249千円	貸倒引当金繰入額	5,643千円	のれん償却額	34,821千円
給料手当	3,599,771千円																																
賞与	511,642千円																																
賞与引当金繰入額	356,824千円																																
役員賞与引当金繰入額	36,366千円																																
役員退職慰労引当金繰入額	21,119千円																																
生徒募集・広告宣伝費	739,320千円																																
貸倒引当金繰入額	4,013千円																																
のれん償却額	135,061千円																																
給料手当	3,683,638千円																																
賞与	555,637千円																																
賞与引当金繰入額	376,684千円																																
役員賞与引当金繰入額	30,590千円																																
役員退職慰労引当金繰入額	12,071千円																																
生徒募集・広告宣伝費	662,249千円																																
貸倒引当金繰入額	5,643千円																																
のれん償却額	34,821千円																																

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																																																								
<p>4. 減損損失 当連結会計年度において、当社及び当社グループの株式会社ファークスにおいて減損損失を計上いたしました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都足立区</td><td>福祉事業所</td><td>建物付属設備</td><td>15,269</td></tr> <tr><td>千葉県市川市</td><td>福祉事業所</td><td>建物付属設備</td><td>13,957</td></tr> <tr><td>神奈川県川崎市</td><td>福祉事業所</td><td>建物付属設備</td><td>23,716</td></tr> <tr><td>東京都千代田区</td><td>教育事業所</td><td>建物付属設備</td><td>2,344</td></tr> <tr><td>静岡県浜松市</td><td>駐車場</td><td>土地</td><td>97,050</td></tr> <tr><td>東京都千代田区</td><td>教育事業所</td><td>ソフトウェア</td><td>17,059</td></tr> <tr><td>東京都千代田区</td><td>教育事業所</td><td>器具備品</td><td>1,699</td></tr> <tr><td>東京都千代田区</td><td>教育事業所</td><td>のれん</td><td>1,028</td></tr> <tr><td>京都府綾部市</td><td>営業用店舗</td><td>建物</td><td>10,555</td></tr> <tr><td>京都府綾部市</td><td>営業用店舗</td><td>建物付属施設</td><td>2,966</td></tr> <tr><td>京都府綾部市</td><td>営業用店舗</td><td>構築物</td><td>256</td></tr> <tr><td>京都府綾部市</td><td>営業用店舗</td><td>水道施設利用権</td><td>159</td></tr> <tr><td>京都府綾部市</td><td>営業用店舗</td><td>店舗保証金</td><td>8,000</td></tr> </tbody> </table> <p>当社及び連結子会社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、支社及び店舗を基本単位としてグループングをしております。</p> <p>当社における福祉事業所、教育事業における建物付属設備、器具備品、ソフトウェア及びのれんは収益性の悪化、また駐車場につきましては、地価の下落に伴い、帳簿価額に対し著しく時価が下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、福祉事業所、教育事業における建物付属設備、器具備品、ソフトウェア及びのれんについては零として評価し、駐車場につきましては平成19年10月に売却したため、帳簿価額を売却価額まで減額しております。</p> <p>また、連結子会社における営業用店舗におきましては、調剤薬局開局のための設備投資を行ったものの、開局の目途がたたないため、当該設備投資を全額減損損失として特別損失に計上しております。</p>	地域	用途	種類	減損損失 (千円)	東京都足立区	福祉事業所	建物付属設備	15,269	千葉県市川市	福祉事業所	建物付属設備	13,957	神奈川県川崎市	福祉事業所	建物付属設備	23,716	東京都千代田区	教育事業所	建物付属設備	2,344	静岡県浜松市	駐車場	土地	97,050	東京都千代田区	教育事業所	ソフトウェア	17,059	東京都千代田区	教育事業所	器具備品	1,699	東京都千代田区	教育事業所	のれん	1,028	京都府綾部市	営業用店舗	建物	10,555	京都府綾部市	営業用店舗	建物付属施設	2,966	京都府綾部市	営業用店舗	構築物	256	京都府綾部市	営業用店舗	水道施設利用権	159	京都府綾部市	営業用店舗	店舗保証金	8,000	
地域	用途	種類	減損損失 (千円)																																																						
東京都足立区	福祉事業所	建物付属設備	15,269																																																						
千葉県市川市	福祉事業所	建物付属設備	13,957																																																						
神奈川県川崎市	福祉事業所	建物付属設備	23,716																																																						
東京都千代田区	教育事業所	建物付属設備	2,344																																																						
静岡県浜松市	駐車場	土地	97,050																																																						
東京都千代田区	教育事業所	ソフトウェア	17,059																																																						
東京都千代田区	教育事業所	器具備品	1,699																																																						
東京都千代田区	教育事業所	のれん	1,028																																																						
京都府綾部市	営業用店舗	建物	10,555																																																						
京都府綾部市	営業用店舗	建物付属施設	2,966																																																						
京都府綾部市	営業用店舗	構築物	256																																																						
京都府綾部市	営業用店舗	水道施設利用権	159																																																						
京都府綾部市	営業用店舗	店舗保証金	8,000																																																						

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	12,400,689	-	-	12,400,689
合計	12,400,689	-	-	12,400,689
自己株式				
普通株式(注)1,2	1,032,535	25,236	6,000	1,051,771
合計	1,032,535	25,236	6,000	1,051,771

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加25,236株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加25,000株、単元未満株式の買取による増加236株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	24,597
	合計	-	-	-	-	-	24,597

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	227,363	20	平成19年3月31日	平成19年6月29日
平成19年11月9日 取締役会	普通株式	90,744	8	平成19年9月30日	平成19年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	181,582	利益剰余金	16	平成20年3月31日	平成20年6月30日

当連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1,2	12,400,689	12,400,689	1,000,000	23,801,378
合計	12,400,689	12,400,689	1,000,000	23,801,378
自己株式				
普通株式(注)3,4	1,051,771	2,041,275	1,000,000	2,093,046
合計	1,051,771	2,041,275	1,000,000	2,093,046

- (注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加12,400,689株は、取締役会決議による株式分割による増加であります。
2. 普通株式の発行済株式総数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,041,275株は、取締役会決議による株式分割による増加1,051,771株、自己株式の取得による増加989,400株及び単元未満株式の買取による増加104株であります。
4. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	37,597
	合計	-	-	-	-	-	37,597

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	181,582	16	平成20年3月31日	平成20年6月30日
平成20年11月7日 取締役会	普通株式	136,186	6	平成20年9月30日	平成20年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	130,249	利益剰余金	6	平成21年3月31日	平成21年6月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																																																				
<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,512,037千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">38,139千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">4,473,897千円</td> </tr> </table> <p>2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の取得により新たに(有)たちばな調剤薬局、(有)杏友、(株)白河調剤薬局を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と株式取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">365,934千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">234,872千円</td> </tr> <tr> <td>のれん</td> <td style="text-align: right;">176,884千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">273,018千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">21,836千円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">19,813千円</td> </tr> <tr> <td>株式の取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">463,022千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">210,914千円</td> </tr> <tr> <td>差引：株式取得による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">252,107千円</td> </tr> </table> <p>4. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額はそれぞれ64,798千円であります。</p>	現金及び預金勘定	4,512,037千円	預入期間が3か月を超える定期預金	38,139千円	現金及び現金同等物	4,473,897千円	流動資産	365,934千円	固定資産	234,872千円	のれん	176,884千円	流動負債	273,018千円	固定負債	21,836千円	少数株主持分	19,813千円	株式の取得価額	463,022千円	現金及び現金同等物	210,914千円	差引：株式取得による支出	252,107千円	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">4,852,209千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を超える定期預金</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">4,842,209千円</td> </tr> </table> <p>3. 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 株式の売却により(株)ファーコス、(有)たちばな調剤薬局、(有)杏友、(株)白河調剤薬局が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに(株)ファーコス株式の売却価額と売却による収入(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">3,657,358千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,162,671千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">3,565,169千円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">347,989千円</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">119,162千円</td> </tr> <tr> <td>株式売却益</td> <td style="text-align: right;">913,990千円</td> </tr> <tr> <td>株式の売却価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,701,700千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">473,622千円</td> </tr> <tr> <td>差引：株式売却による収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">1,228,077千円</td> </tr> </table> <p>4. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額はそれぞれ55,298千円であります。</p> <p>5. 事業譲渡により減少した資産及び負債の内訳 当連結会計年度に事業の譲渡により減少した資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">3,532千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,254千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	4,852,209千円	預入期間が3か月を超える定期預金	10,000千円	現金及び現金同等物	4,842,209千円	流動資産	3,657,358千円	固定資産	1,162,671千円	流動負債	3,565,169千円	固定負債	347,989千円	少数株主持分	119,162千円	株式売却益	913,990千円	株式の売却価額	1,701,700千円	現金及び現金同等物	473,622千円	差引：株式売却による収入	1,228,077千円	流動資産	3,532千円	固定資産	1,254千円
現金及び預金勘定	4,512,037千円																																																				
預入期間が3か月を超える定期預金	38,139千円																																																				
現金及び現金同等物	4,473,897千円																																																				
流動資産	365,934千円																																																				
固定資産	234,872千円																																																				
のれん	176,884千円																																																				
流動負債	273,018千円																																																				
固定負債	21,836千円																																																				
少数株主持分	19,813千円																																																				
株式の取得価額	463,022千円																																																				
現金及び現金同等物	210,914千円																																																				
差引：株式取得による支出	252,107千円																																																				
現金及び預金勘定	4,852,209千円																																																				
預入期間が3か月を超える定期預金	10,000千円																																																				
現金及び現金同等物	4,842,209千円																																																				
流動資産	3,657,358千円																																																				
固定資産	1,162,671千円																																																				
流動負債	3,565,169千円																																																				
固定負債	347,989千円																																																				
少数株主持分	119,162千円																																																				
株式売却益	913,990千円																																																				
株式の売却価額	1,701,700千円																																																				
現金及び現金同等物	473,622千円																																																				
差引：株式売却による収入	1,228,077千円																																																				
流動資産	3,532千円																																																				
固定資産	1,254千円																																																				

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容 (ア)有形固定資産 福祉事業における内装設備及び建物長期賃貸借契約であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。 リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の不動産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p>		
	(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額		
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
	建物及び構築物	323,860	11,855
	312,005		
	(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額		
	1年内	1,243千円	
	1年超	321,531千円	
	合計	322,774千円	
	(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失		
	支払リース料	47,074千円	
	減価償却費相当額	11,855千円	
	支払利息相当額	45,988千円	
	(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
	(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		
	2. オペレーティング・リース取引		
	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料		
	1年内	40,121千円	
	1年超	871,119千円	
	合計	911,241千円	

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度(平成20年3月31日)			当連結会計年度(平成21年3月31日)		
		取得原価 (千円)	連結貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	連結貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	(1) 株式	161,879	238,803	76,923	407,731	424,617	16,886
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	190,819	190,819	-
(3) その他	434,559	444,496	9,937	7,494	7,494	-	
	小計	596,439	683,299	86,860	606,044	622,931	16,886
連結貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	(1) 株式	1,038,744	780,241	258,502	270,341	189,955	80,386
	(2) 債券						
	国債・地方債等	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	その他	1,089,172	597,800	491,372	50,000	44,210	5,790
(3) その他	1,088,781	812,900	275,880	147	137	10	
	小計	3,216,698	2,190,942	1,025,755	320,488	234,302	86,186
	合計	3,813,138	2,874,242	938,895	926,533	857,233	69,299

(注) 1 当連結会計年度において、当社は連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるものに契約額190,819千円の複合金融商品(他社株転換社債)を保有しております。

2 時価の算定方法については、取引先金融機関等から提示された価格に基づき算定しております。

3 組込デリバティブについては、時価を合理的に区分して測定できないため、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

4 当連結会計年度において、499,619千円減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合に全て減損処理を行っております。

2. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)			当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		
売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)	売却額 (千円)	売却益の合計 (千円)	売却損の合計 (千円)
3,226,146	262,543	86,766	1,491,396	8,657	918,773

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	前連結会計年度(平成20年3月31日)	当連結会計年度(平成21年3月31日)
	連結貸借対照表計上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券		
非上場株式	308,073	215,563
投資事業組合出資証券	21,306	8,955

4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度(平成20年3月31日)				当連結会計年度(平成21年3月31日)			
	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)	1年以内 (千円)	1年超5年 以内 (千円)	5年超10年 以内 (千円)	10年超 (千円)
その他有価証券								
1. 債券								
(1) 国債・地方債等	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-	-	-	-	-
(3) その他	41,217	440,544	32,760	83,278	13,425	152,457	16,730	52,416
2. その他								
投資信託	-	234,056	396,805	626,536	-	-	7,494	137
合計	41,217	674,600	429,565	709,814	13,425	152,457	24,224	52,554

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(1) 取引の内容 当社において余剰資金の運用のため、複合金融商品を利用しております。</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 基本的にはリスクの高い取引は行わない方針であります。</p> <p>(3) 取引の利用目的 余剰資金運用を目的として利用しております。なお、利用したデリバティブ取引についてヘッジ会計は行っておりません。</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 当社が利用しているデリバティブ取引は一般的な市場リスクを有しております。</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、複合金融商品の安全性を勘案の上、財務部門が決済担当者の承認を得て行っております。</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>(1) 取引の内容 同左</p> <p>(2) 取引に対する取組方針 同左</p> <p>(3) 取引の利用目的 同左</p> <p>(4) 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>(5) 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>(6) 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

2. 取引の時価等に関する事項

複合金融商品の組込デリバティブの契約額等は、「(有価証券関係) 1. その他有価証券で時価のあるもの」の注書にて開示しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、退職一時金制度及び確定給付型の企業年金制度を設けております。

なお、当社は従来確定給付型の適格退職年金制度を導入してはりましたが、平成20年10月1日より確定給付企業年金制度に移行しております。

また、業務社員及び専門パート社員の退職金支給に備えるため、当連結会計年度末現在で任意退職した場合の要支給額を全額計上しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	1,590,132	1,403,383
(2) 年金資産(千円)	617,117	511,541
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	973,014	891,841
(4) 未認識数理計算上の差異(千円)	461,287	512,501
(5) 退職給付引当金(3)+(4)(千円)	511,727	379,339

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
退職給付費用(千円)	320,458	286,853
(1) 勤務費用(千円)	215,136	172,657
(2) 利息費用(千円)	25,984	21,638
(3) 期待運用収益(千円)	5,322	4,411
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(千円)	84,660	96,969
(5) 過去勤務債務の費用処理額(千円)	-	-

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成20年3月31日)	当連結会計年度 (平成21年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.0	2.0
(2) 期待運用収益率(%)	1.0	1.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 過去勤務債務の処理年数	-	-
(5) 数理計算上の差異の処理年数	各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7~10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。	各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理することとしております。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 16,501千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、監査役及び当社従業員 109名	当社取締役、監査役及び当社従業員 118名	当社取締役、監査役及び当社従業員 128名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 155,000株	普通株式 164,000株	普通株式 173,000株
付与日	平成15年7月17日	平成16年7月15日	平成17年7月21日
権利確定条件	権利付与者が付与日(平成15年7月17日)以降、権利確定日(平成15年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日(平成16年7月15日)以降、権利確定日(平成16年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日(平成17年7月21日)以降、権利確定日(平成17年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く
対象勤務期間	平成15年7月17日から 平成15年7月31日まで	平成16年7月15日から 平成16年7月31日まで	平成17年7月21日から 平成17年7月31日まで
権利行使期間	平成15年8月1日から 平成19年7月31日まで	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 107名	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 108名
株式の種類別のストック・オプション数(注)	普通株式 167,000株	普通株式 172,000株
付与日	平成18年8月18日	平成19年8月17日
権利確定条件	権利付与者が付与日(平成18年8月18日)以降、権利確定日(平成20年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日(平成19年8月17日)以降、権利確定日(平成21年7月31日)まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く
対象勤務期間	平成18年8月18日から 平成20年7月31日まで	平成19年8月17日から 平成21年7月31日まで
権利行使期間	平成20年8月1日から 平成22年7月31日まで	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	145,000	155,000	168,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	6,000	-
失効	145,000	11,000	11,000
未行使残	-	138,000	157,000

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	167,000	-
付与	-	172,000
失効	7,000	1,000
権利確定	-	-
未確定残	160,000	171,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	-	-

単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,154	1,004	1,225
行使時平均株価 (円)	-	1,011	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	1,103	952
行使時平均株価 (円)	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	149	83

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性(注)1.	22.932%
予想残存期間(注)2.	3年
予想配当(注)3.	20円/株
無リスク利率(注)4.	0.904%

(注)1. 3年(平成16年8月18日から平成19年8月17日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成19年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額、利益計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 13,744千円

新株予約権戻入益 745千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役、監査役及び当社従業員 118名	当社取締役、監査役及び当社従業員 128名	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 107名
株式の種類別のストック・オプション数（注）1, 2	普通株式 328,000株	普通株式 346,000株	普通株式 334,000株
付与日	平成16年7月15日	平成17年7月21日	平成18年8月18日
権利確定条件	権利付与者が付与日（平成16年7月15日）以降、権利確定日（平成16年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日（平成17年7月21日）以降、権利確定日（平成17年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日（平成18年8月18日）以降、権利確定日（平成20年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く
対象勤務期間	平成16年7月15日から 平成16年7月31日まで	平成17年7月21日から 平成17年7月31日まで	平成18年8月18日から 平成20年7月31日まで
権利行使期間	平成16年8月1日から 平成20年7月31日まで	平成17年8月1日から 平成21年7月31日まで	平成20年8月1日から 平成22年7月31日まで

	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 108名	当社取締役及び監査役 14名 当社使用人 112名
株式の種類別のストック・オプション数（注）1, 2	普通株式 344,000株	普通株式 354,000株
付与日	平成19年8月17日	平成20年8月15日
権利確定条件	権利付与者が付与日（平成19年8月17日）以降、権利確定日（平成21年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く	権利付与者が付与日（平成20年8月15日）以降、権利確定日（平成22年7月31日）まで当社又は当社の関係会社に在任・在籍していることを要する ただし、権利付与者が放棄した場合を除く
対象勤務期間	平成19年8月17日から 平成21年7月31日まで	平成20年8月15日から 平成22年7月31日まで
権利行使期間	平成21年8月1日から 平成23年7月31日まで	平成22年8月1日から 平成24年7月31日まで

（注）1. 株式数に換算して記載しております。

2. 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末(注)	-	-	320,000
付与	-	-	-
失効	-	-	8,000
権利確定	-	-	312,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末(注)	276,000	314,000	-
権利確定	-	-	312,000
権利行使	-	-	-
失効	276,000	20,000	10,000
未行使残	-	294,000	302,000
	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末(注)	342,000	-	
付与	-	354,000	
失効	14,000	2,000	
権利確定	-	-	
未確定残	328,000	352,000	
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	
権利確定	-	-	
権利行使	-	-	
失効	-	-	
未行使残	-	-	

(注) 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

単価情報

	平成16年 ストック・オプション	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	502	613	552
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	149
	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	
権利行使価格(注) (円)	476	466	
行使時平均株価 (円)	-	-	
公正な評価単価(付与日)(円)	83	32	

(注) 平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため調整しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性(注)1.	24.751%
予想残存期間(注)2.	3年
予想配当(注)3.	12円/株
無リスク利率(注)4.	0.861%

- (注) 1. 3年(平成17年8月16日から平成20年8月15日まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成20年4月1日付で行った株式分割(普通株式1株につき2株の割合)を考慮した平成20年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
未払事業税・事業所税	未払事業税・事業所税
賞与引当金	賞与引当金
未払法定福利費否認額	未払法定福利費否認額
役員賞与引当金	役員賞与引当金
繰越欠損金	不動産取得税
その他	その他
繰延税金資産(流動)小計	繰延税金資産(流動)合計
評価性引当額	
繰延税金資産(流動)合計	繰延税金資産(固定)
	未払役員退職慰労金
繰延税金負債(流動)	退職給付引当金
その他	減価償却費超過額
繰延税金負債(流動)計	減損損失
	投資有価証券
繰延税金資産(流動)の純額	賃貸借契約解約損失引当金
	貸倒引当金損金算入限度超過額
繰延税金資産(固定)	その他有価証券評価差額金
役員退職慰労引当金	その他
退職給付引当金	繰延税金資産(固定)合計
減価償却費超過額	
減損損失	
税務上の繰越青色欠損金	
貸倒引当金損金算入限度超過額	
投資有価証券	
その他	
その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産(固定)小計	
評価性引当額	
繰延税金資産(固定)合計	
繰延税金負債(固定)	
その他	
繰延税金負債(固定)計	
繰延税金資産(固定)の純額	
繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産 - 繰延税金資産	
流動負債 - 繰延税金負債	
固定資産 - 繰延税金資産	
(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳	(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳
法定実効税率	法定実効税率
(調整)	(調整)
住民税均等割等	住民税均等割等
のれん償却	交際費等永久に損金に算入されない項目
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	関係会社株式売却益
関連会社株式の評価減に係る連結上の将来加算一時差異解消	持分法による投資利益
その他	その他
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率

(企業結合等関係)

当連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

株式会社ファークスの株式譲渡

1. 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

株式会社スズケン

(2) 分離した事業の内容

調剤薬局事業

(3) 事業分離を行った主な理由

当社グループは、グループ成長戦略の一環として、株式会社ファークスを通じて調剤薬局事業の拡大を図ってまいりました。しかし、医療関連の経営環境は激しく変化している中、調剤薬局業界においても収益力の向上、薬局機能の強化、ジェネリック医薬品への対応など様々な課題に直面しております。このような状況のもと、当社は今後の株式会社ファークスの安定的かつ持続的な成長を実現していくための最適な方法を検討してまいりましたが、株式譲渡先である株式会社スズケンの医薬品流通分野のノウハウと株式会社ファークスの経営資源とが融合することで、業界変化に対して主体的に対応し、地域社会においてより質の高いサービスを提供することが期待できると判断し、株式譲渡に至ったものであります。

(4) 事業分離日

平成20年9月18日

(5) 法的形式を含む事業分離の概要

当社が保有する株式会社ファークスの全株式(5,400株)のうち、2,975株(1株につき572千円、総額1,701,700千円)を平成20年9月18日付で株式会社スズケンへ譲渡いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

(1) 関係会社株式売却益の金額

913,990千円

(2) 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	4,007,230千円
固定資産	2,084,169千円
資産合計	6,091,400千円
流動負債	3,885,169千円
固定負債	347,989千円
負債合計	4,233,158千円

3. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

営業利益 130,779千円

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

	前連結会計年度(平成19年4月1日～平成20年3月31日)							
	医療関連 受託事業 (千円)	教育事業 (千円)	調剤薬局事 業 (千円)	福祉事業 (千円)	その他 事業 (千円)	合計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	47,957,285	1,776,167	15,442,953	4,185,593	274,486	69,636,487	-	69,636,487
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	40,948	511	1,277	-	8,624	51,361	(51,361)	-
計	47,998,234	1,776,678	15,444,231	4,185,593	283,110	69,687,848	(51,361)	69,636,487
営業費用	45,286,427	2,087,635	14,828,199	4,358,280	212,960	66,773,504	(64,481)	66,709,023
営業利益 (損失)	2,711,806	310,957	616,031	172,686	70,149	2,914,343	13,119	2,927,463
資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出								
資産	13,284,066	1,258,553	6,116,771	1,987,069	1,091,417	23,737,879	5,154,278	28,892,158
減価償却費	145,225	30,037	230,445	93,077	61,037	559,823	-	559,823
減損損失	-	22,131	21,937	52,943	97,050	194,062	-	194,062
資本的支出	213,272	18,985	551,964	95,357	10,169	889,749	(161,060)	728,688

	当連結会計年度(平成20年4月1日～平成21年3月31日)							
	医療関連 受託事業 (千円)	教育事業 (千円)	調剤薬局事 業 (千円)	福祉事業 (千円)	その他 事業 (千円)	合計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益								
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	49,901,434	1,768,135	7,723,617	4,561,709	258,186	64,213,083	-	64,213,083
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	13,819	185	2	-	4,252	18,259	(18,259)	-
計	49,915,254	1,768,320	7,723,619	4,561,709	262,438	64,231,343	(18,259)	64,213,083
営業費用	47,844,586	1,907,270	7,592,840	4,486,440	193,550	62,024,688	(18,840)	62,005,848
営業利益 (損失)	2,070,668	138,950	130,779	75,269	68,888	2,206,654	580	2,207,235
資産、減価償却費、及び 資本的支出								
資産	15,508,645	1,322,499	-	1,817,519	1,186,782	19,835,447	5,463,511	25,298,959
減価償却費	132,685	16,027	109,877	101,913	59,195	419,700	-	419,700
資本的支出	2,414,083	221,892	111,201	241,877	14,411	3,003,466	-	3,003,466

(注) 1. 事業区分の方法

事業は役務・商品の市場及び販売方法の類似性により区分しております。

2. 各区分に属する主要な役務及び商品の名称

事業区分		主要品目
医療関連 受託事業	医事業務受託(病院)	受付業務、医事会計業務、診療報酬請求業務、診療情報管理業務、医療統計業務等の受託
	医事業務派遣(病院・診療所・調剤薬局)	上記業務に関する人材の派遣
	医事手数料(診療所)	医科・歯科診療報酬請求業務の代行
	医事コンサルティング	医療機関に対するコンサルティング
教育事業		医療事務・ホームヘルパーに関する教育(通学・通信)、技能認定等の業務
調剤薬局事業		調剤薬局における調剤、医薬品の販売
福祉事業		訪問介護、通所介護等の介護事業及び保育事業
その他事業		不動産賃貸業務、損害保険代理店業務、医療関連機器等の販売

3. 消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は、前連結会計年度は6,782,830千円、当連結会計年度は5,470,614千円であり、その主なものは、親会社での余資運用資金(現金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。

4. 減価償却費には長期前払費用にかかる償却額が含まれております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度及び当連結会計年度において本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度及び当連結会計年度において海外売上高はないため、該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等 (人)	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	医療法人社団いばらき会	茨城県ひたちなか市	25,000	医療、介護事業	なし	なし	なし	人材派遣等	24,785	売掛金	4,520

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社役員照沼秀也が保有しております。なお、取引条件は一般取引先と同様であります。

当連結会計年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	医療法人社団いばらき会	茨城県ひたちなか市	25,000	医療、介護事業	なし	医療事務に係る人材派遣等	人材派遣等	24,339	売掛金	4,114

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社役員照沼秀也が56%保有しております。なお、取引条件は一般取引先と同様であります。

2. 重要な関連会社に関する注記

重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社ファーコスであり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	株式会社ファーコス
流動資産合計	3,913,805千円
固定資産合計	1,833,205千円
流動負債合計	3,761,170千円
固定負債合計	287,065千円
純資産合計	1,698,775千円
売上高	15,323,805千円
税引前当期純利益金額	469,997千円
当期純利益金額	240,475千円

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,512.40円	1株当たり純資産額 782.62円
1株当たり当期純利益金額 122.36円	1株当たり当期純利益金額 13.74円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。
	<p>当社は、平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>
	1株当たり純資産額 756.20円
	1株当たり当期純利益金額 61.18円
	なお、前連結会計年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	1,389,292	308,800
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,389,292	308,800
期中平均株式数(株)	11,354,485	22,478,173
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年6月25日、平成17年6月29日、平成18年6月29日及び平成19年6月28日定時株主総会決議、平成19年7月19日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 6,260個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成17年6月29日、平成18年6月29日、平成19年6月28日及び平成20年6月27日定時株主総会決議、平成19年7月19日及び平成20年7月22日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 7,730個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
<p>1. 平成20年2月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割の実施を決議し、平成20年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。</p> <p>(1) 分割により増加した株式数 普通株式 12,400,689株</p> <p>(2) 分割方法 平成20年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しました。</p> <p>当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>			
前連結会計年度		当連結会計年度	
1株当たり純資産額	726.70円	1株当たり純資産額	756.20円
1株当たり当期純利益金額	18.33円	1株当たり当期純利益金額	61.18円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	18.32円	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
<p>2. 当社及び当社の受託先の1つである医療機関は、平成20年5月13日付で大阪地方裁判所において、当社の社員(休職中)他1名より、次の訴訟が提起されました。</p> <p>(1) 訴訟の内容 損害賠償請求訴訟</p> <p>(2) 請求金額 訴訟物の価額 金193,337千円及びこれに対する平成16年6月9日から支払済みに至るまで、年5%の割合による金員</p> <p>(3) 訴訟の原因及び提起に至った経緯 当社受託先医療機関において、業務中に転落したことにより受傷し労災事故として、本件訴訟の提起に至ったものであります。</p> <p>当社といたしましては、上記訴訟について裁判所で適切に対応してまいります。</p>			

前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)														
	<p>持分法適用の関連会社株式の譲渡</p> <p>当社は、当社の持分法適用の関連会社である株式会社ファーコスに対する保有株式2,425株全てを株式会社スズケンに譲渡することを平成21年4月14日開催の取締役会にて決議し、平成21年5月1日付で株式を譲渡いたしました。</p> <p>1. 譲渡の理由 株式会社ファーコスの更なる発展について両社にて検討協議した結果、株式会社ファーコスの全株式を譲渡することとなりました。</p> <p>2. 譲渡した相手会社の名称 株式会社スズケン</p> <p>3. 譲渡年月日 平成21年5月1日</p> <p>4. 持分法適用の関連会社の名称、事業内容及び取引内容</p> <table border="1" data-bbox="770 752 1369 869"> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社ファーコス</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>調剤薬局事業</td> </tr> <tr> <td>取引内容</td> <td>当社がレセプト業務受託</td> </tr> </table> <p>5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率</p> <table border="1" data-bbox="770 976 1417 1196"> <tr> <td>株式の数</td> <td>2,425株</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>1,387,100千円(1株につき572,000円)</td> </tr> <tr> <td>譲渡損益</td> <td>674,061千円(平成22年3月期計上予定)</td> </tr> <tr> <td>譲渡後の持分比率</td> <td>0.0%</td> </tr> </table>	名称	株式会社ファーコス	事業内容	調剤薬局事業	取引内容	当社がレセプト業務受託	株式の数	2,425株	譲渡価額	1,387,100千円(1株につき572,000円)	譲渡損益	674,061千円(平成22年3月期計上予定)	譲渡後の持分比率	0.0%
名称	株式会社ファーコス														
事業内容	調剤薬局事業														
取引内容	当社がレセプト業務受託														
株式の数	2,425株														
譲渡価額	1,387,100千円(1株につき572,000円)														
譲渡損益	674,061千円(平成22年3月期計上予定)														
譲渡後の持分比率	0.0%														

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,399,670	30,341	0.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	286,500	316,000	1.5	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	67,671	7.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	473,500	157,500	1.5	平成22年～23年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	112,716	6.2	平成22年～27年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	2,159,670	684,228	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	90,000	67,500	-	-
リース債務	73,310	12,979	10,527	11,105

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	第2四半期 自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	第3四半期 自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	第4四半期 自平成21年1月1日 至平成21年3月31日
売上高(千円)	17,799,175	17,963,195	14,216,158	14,234,554
税金等調整前四半期 純利益又は税金等調 整前四半期純損失 () (千円)	387,637	1,132,062	435,971	126,934
四半期純利益又は四 半期純損失() (千円)	151,048	394,403	284,243	47,592
1株当たり四半期純 利益金額又は1株当 たり四半期純損失金 額() (円)	6.65	17.38	12.60	2.17

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

当社及び当社の受託先の1つである医療機関は、平成20年5月13日付で当社受託先医療機関において、業務中に転落したことにより受傷し労災事故として損害賠償請求訴訟(総額193,337千円及びこれに対する平成16年6月9日から支払済みに至るまでの年5%割合による金員)を大阪地方裁判所に提起されました。

なお、当訴訟につきましては現在係争中であります。

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,249,902	4,127,564
受取手形	6,793	4,780
売掛金	5,004,710	5,297,840
有価証券	41,217	13,563
教材	60,298	-
貯蔵品	20,900	-
原材料及び貯蔵品	-	111,736
前払費用	204,255	201,470
繰延税金資産	423,703	423,934
未収還付法人税等	349,669	-
その他	101,759	41,870
貸倒引当金	8,256	11,708
流動資産合計	9,454,952	10,211,050
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	1, 2 2,734,841	1, 2 3,220,205
構築物（純額）	1 17,842	1 23,416
機械及び装置（純額）	1 55,663	1 47,759
車両運搬具（純額）	1 6,446	-
工具、器具及び備品（純額）	1 203,702	1 88,413
土地	2 3,619,791	2 5,370,161
リース資産（純額）	-	1 452,615
建設仮勘定	-	2,415
有形固定資産合計	6,638,286	9,204,986
無形固定資産		
電話加入権	20,027	20,027
ソフトウェア	223,353	67,380
リース資産	-	8,808
その他	800	37,899
無形固定資産合計	244,181	134,116
投資その他の資産		
投資有価証券	2 3,149,895	2 1,048,189
関係会社株式	959,599	698,382
長期貸付金	291,815	36,293
関係会社長期貸付金	50,000	-
破産更生債権等	-	245,004
繰延税金資産	678,050	751,743
敷金及び保証金	624,721	586,630

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
保険積立金	441,663	442,719
その他	100,521	96,271
貸倒引当金	217,383	271,780
投資その他の資産合計	6,078,883	3,633,454
固定資産合計	12,961,352	12,972,556
資産合計	22,416,305	23,183,607
負債の部		
流動負債		
買掛金	722	-
1年内返済予定の長期借入金	2 234,000	2 316,000
リース債務	-	67,671
未払金	3,089,898	3,251,510
未払費用	192,320	203,112
未払法人税等	182,627	864,499
未払消費税等	381,544	336,461
前受金	189,336	221,786
預り金	124,190	126,955
賞与引当金	644,101	654,173
役員賞与引当金	36,366	30,590
流動負債合計	5,075,107	6,072,760
固定負債		
長期借入金	2 473,500	2 157,500
長期未払金	-	267,037
リース債務	252,904	112,716
退職給付引当金	373,424	379,339
役員退職慰労引当金	263,500	-
貸借契約解約損失引当金	-	154,759
その他	14,252	16,032
固定負債合計	1,377,582	1,087,385
負債合計	6,452,689	7,160,145

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,184,413	6,184,413
資本剰余金		
資本準備金	6,260,086	6,260,086
資本剰余金合計	6,260,086	6,260,086
利益剰余金		
利益準備金	170,000	170,000
その他利益剰余金		
別途積立金	4,000,000	4,300,000
繰越利益剰余金	877,161	224,783
利益剰余金合計	5,047,161	4,694,783
自己株式	1,292,368	1,112,400
株主資本合計	16,199,292	16,026,882
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	260,275	41,017
評価・換算差額等合計	260,275	41,017
新株予約権	24,597	37,597
純資産合計	15,963,615	16,023,462
負債純資産合計	22,416,305	23,183,607

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
売上高		
医療関連受託売上高	39,041,984	40,636,459
教育売上高	1,658,788	1,620,659
福祉売上高	4,185,645	4,561,709
その他売上高	283,110	262,438
売上高合計	45,169,529	47,081,267
売上原価		
医療関連受託売上原価	31,224,696	32,971,518
教育売上原価	852,873	818,028
福祉売上原価	3,789,428	3,982,249
その他売上原価	186,135	164,818
売上原価合計	36,053,133	37,936,615
売上総利益	9,116,396	9,144,651
販売費及び一般管理費	² 7,131,610	² 7,417,728
営業利益	1,984,786	1,726,922
営業外収益		
受取利息	22,016	10,182
有価証券利息	158,127	13,397
受取配当金	95,113	¹ 79,209
有価証券売却益	175,777	-
その他	27,691	37,323
営業外収益合計	478,726	140,113
営業外費用		
支払利息	38,023	24,631
貸倒引当金繰入額	934	16,149
有価証券売却損	-	910,115
デリバティブ評価損	483,582	201,776
その他	35,214	38,700
営業外費用合計	557,754	1,191,373
経常利益	1,905,757	675,662
特別利益		
貸倒引当金戻入額	75,156	-
関係会社株式売却益	238,112	1,409,433
新株予約権戻入益	-	745
特別利益合計	313,269	1,410,178

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	3 80,293	3 121,251
固定資産売却損	4 4,992	-
減損損失	5 172,124	-
投資有価証券評価損	16,334	499,619
貸倒引当金繰入額	-	64,422
役員退職慰労引当金繰入額	61,370	-
賃貸借契約解約損失引当金繰入額	-	154,759
賃貸借契約解約損	-	36,603
損害賠償金	9,078	-
特別損失合計	344,194	876,656
税引前当期純利益	1,874,832	1,209,185
法人税、住民税及び事業税	229,637	888,389
法人税等調整額	709,778	223,165
法人税等合計	939,415	665,224
当期純利益	935,417	543,961

【売上原価明細書】

医療関連受託売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費					
給料手当・賞与		27,435,256		28,916,227	
賞与引当金繰入額		345,212		343,591	
退職給付費用		210,332		209,107	
その他		2,816,673		3,188,606	
当期人件費		30,807,475	98.7	32,657,532	99.0
経費		417,220	1.3	313,985	1.0
当期医療関連受託売上原価		31,224,696	100.0	32,971,518	100.0

(注) 医療関連受託売上原価は、医療関連業務に関連して直接発生した費用であります。

教育売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費					
講師給料手当・賞与		50,747		41,874	
委託講師支払手数料・交通費		289,621		256,450	
賞与引当金繰入額		362		111	
退職給付費用		82		-	
その他		3,005		2,274	
当期人件費		343,819	40.3	300,709	36.8
教材費		104,940	12.3	157,182	19.2
経費					
賃借料		283,662		241,724	
その他		120,451		118,410	
当期経費		404,113	47.4	360,135	44.0
当期教育売上原価		852,873	100.0	818,028	100.0

(注) 教育売上原価は、教育事業に関連して直接発生した費用であります。

福祉売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
人件費					
給料手当・賞与		2,565,505		2,702,051	
その他		249,347		273,661	
当期人件費		2,814,852	74.3	2,975,713	74.7
経費		974,575	25.7	1,006,536	25.3
当期福祉売上原価		3,789,428	100.0	3,982,249	100.0

(注) 福祉売上原価は、福祉事業に関連して直接発生した費用であります。

その他売上原価

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価					
当期商品仕入高		8,767	4.7	258	0.2
人件費					
給料手当・賞与		-	-	-	-
経費					
減価償却費		60,366		58,508	
その他		117,001		106,051	
当期経費		177,367	95.3	164,560	99.8
当期その他売上原価		186,135	100.0	164,818	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	6,184,413	6,184,413
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	6,184,413	6,184,413
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	6,260,086	6,260,086
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	6,260,086	6,260,086
資本剰余金合計		
前期末残高	6,260,086	6,260,086
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	6,260,086	6,260,086
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	170,000	170,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	170,000	170,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,500,000	4,000,000
当期変動額		
別途積立金の積立	-	300,000
別途積立金の取崩	500,000	-
当期変動額合計	500,000	300,000
当期末残高	4,000,000	4,300,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	238,799	877,161
当期変動額		
剰余金の配当	318,107	317,769
別途積立金の積立	-	300,000
別途積立金の取崩	500,000	-
当期純利益	935,417	543,961
自己株式の処分	1,348	-
自己株式の消却	-	578,570

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
当期変動額合計	1,115,961	652,378
当期末残高	877,161	224,783
利益剰余金合計		
前期末残高	4,431,200	5,047,161
当期変動額		
別途積立金の積立	-	-
別途積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	318,107	317,769
当期純利益	935,417	543,961
自己株式の処分	1,348	-
自己株式の消却	-	578,570
当期変動額合計	615,961	352,378
当期末残高	5,047,161	4,694,783
自己株式		
前期末残高	1,276,578	1,292,368
当期変動額		
自己株式の処分	7,372	-
自己株式の取得	23,163	398,601
自己株式の消却	-	578,570
当期変動額合計	15,790	179,968
当期末残高	1,292,368	1,112,400
株主資本合計		
前期末残高	15,599,122	16,199,292
当期変動額		
剰余金の配当	318,107	317,769
当期純利益	935,417	543,961
自己株式の処分	6,024	-
自己株式の取得	23,163	398,601
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	600,170	172,410
当期末残高	16,199,292	16,026,882

	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	158,713	260,275
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	418,988	219,257
当期変動額合計	418,988	219,257
当期末残高	260,275	41,017
評価・換算差額等合計		
前期末残高	158,713	260,275
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	418,988	219,257
当期変動額合計	418,988	219,257
当期末残高	260,275	41,017
新株予約権		
前期末残高	8,095	24,597
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,501	12,999
当期変動額合計	16,501	12,999
当期末残高	24,597	37,597
純資産合計		
前期末残高	15,765,931	15,963,615
当期変動額		
剰余金の配当	318,107	317,769
当期純利益	935,417	543,961
自己株式の処分	6,024	-
自己株式の取得	23,163	398,601
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	402,486	232,256
当期変動額合計	197,683	59,846
当期末残高	15,963,615	16,023,462

【継続企業の前提に関する注記】

該当事項はありません。

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同左
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	教材：移動平均法による原価法 貯蔵品：最終仕入原価法	主として移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) (会計方針の変更) 当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)を適用しております。 これによる損益に与える影響額はありません。

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産...定率法 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 工具、器具及び備品 4年～8年 資産に計上しているリース物件の工具、器具及び備品（リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係るもの）についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>（会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>（追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる損益に与える影響額は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産...定額法 社内利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法</p> <p>(3)</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 15年～50年 工具、器具及び備品 4年～8年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法 社内利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3月31日以前の不動産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しております。貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成19年6月28日定時株主総会において決議された役員退職慰労金の打ち切り支給額を計上しております。</p> <p>(6)</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5)</p> <p>(6) 賃貸借契約解約損失引当金 採算の悪化した事業に係わる不動産賃貸借契約を解約した場合に備え、当該物件の解約に伴い発生する解約違約金等の見積額を計上しております。</p>
項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
6. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 医療関連受託売上 診療報酬請求業務については、その業務が完了した時点で売上を計上しております。医療関連派遣業務については、当期に提供した役務に対応する売上を計上しております。</p> <p>(2) 教育売上 入学金については入学時に、受講料については受講期間の経過に応じてそれぞれ売上を計上しております。</p>	<p>(1) 医療関連受託売上 同左</p> <p>(2) 教育売上 同左</p>
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	

項目	前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
8. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度の期間費用としております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引(不動産に係るリース取引を除く)については、従来、売買取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、全ての所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の不動産に係るリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
<p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、区分掲記しておりました「支払手数料」は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、営業外費用の「その他」に含めて表示することに変更いたしました。</p> <p>なお、当事業年度における支払手数料の金額は34,193千円であります。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用となることに伴い、前事業年度において、有形固定資産及び無形固定資産の各科目に掲記されていたリース取引に係るものは、当事業年度から有形固定資産について「リース資産(純額)」、無形固定資産について「リース資産」に区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の各科目に含まれる「リース資産」は、「建物(純額)」に427,056千円、「車両運搬具(純額)」に6,446千円、「工具、器具及び備品(純額)」に77,059千円及び「ソフトウェア」に17,996千円であります。</p> <p>2. 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前事業年度において、「教材」「貯蔵品」として掲記されていたものは、当事業年度から「原材料及び貯蔵品」と一括して掲記しております。</p> <p>なお、当事業年度に含まれる「教材」「貯蔵品」は、それぞれ91,551千円、20,184千円であります。</p>

【追加情報】

前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)
	<p>(役員退職慰労引当金の貸借対照表上の表示)</p> <p>前事業年度において「役員退職慰労引当金」に掲記していた役員退職慰労金の打ち切り支給額263,500千円は、最終支給額が確定したため、当事業年度の貸借対照表上は、固定負債の「長期未払金」に含まれております。</p>

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額 1,797,822千円	1.有形固定資産の減価償却累計額 2,004,051千円
2.担保提供資産	2.担保提供資産
建物 106,191千円	建物 98,505千円
土地 167,592千円	土地 167,592千円
投資有価証券 100,000千円	投資有価証券 100,000千円
計 373,784千円	計 366,097千円
担保付債務は、次のとおりであります。	担保付債務は、次のとおりであります。
長期借入金 225,000千円 (一年以内返済分を含む)	長期借入金 165,000千円 (一年以内返済分を含む)
3.偶発債務 債務保証 (医)良志会の不動産賃貸借契約に対する保証 15,740千円 (医)良志会のリース会社へのリース債務に対する保証 1,895千円	
4.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	4.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。
貸出コミットメントの総額 3,000,000千円	貸出コミットメントの総額 3,000,000千円
借入実行残高 -千円	借入実行残高 -千円
差引額 3,000,000千円	差引額 3,000,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
<p>2. 販売費に属する費用のおおよその割合は10.2%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は89.8%であります。なお主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p>		<p>1. 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社よりの受取配当金 53,205千円</p> <p>2. 販売費に属する費用のおおよその割合は9.7%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は90.3%であります。なお主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p>	
給料手当	2,856,663千円	給料手当	3,017,263千円
賞与	375,753千円	賞与	439,419千円
賞与引当金繰入額	262,776千円	賞与引当金繰入額	271,190千円
役員退職慰労引当金繰入額	4,490千円	法定福利費	476,389千円
法定福利費	413,239千円	生徒募集費	651,651千円
生徒募集費	660,568千円	賃借料	540,847千円
賃借料	526,673千円	減価償却費	122,988千円
減価償却費	107,688千円	貸倒引当金繰入額	3,931千円
貸倒引当金繰入額	2,119千円	役員賞与引当金繰入額	30,590千円
役員賞与引当金繰入額	36,366千円		
<p>3. 固定資産の除却損は事務所、教室及び社宅の原状復旧費等であります。</p> <p>4. 固定資産の売却損は備品及びリース資産の譲渡分であります。</p> <p>5. 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。</p>		<p>3. 固定資産の除却損は、ソフトウェアの除却、事務所、教室及び社宅の原状復旧費等であります。</p>	
地域	用途	種類	減損損失 (千円)
東京都足立区	福祉事業所	建物付属設備	15,269
千葉県市川市	福祉事業所	建物付属設備	13,957
神奈川県川崎市	福祉事業所	建物付属設備	23,716
東京都千代田区	教育事業所	建物付属設備	2,344
静岡県浜松市	駐車場	土地	97,050
東京都千代田区	教育事業所	ソフトウェア	17,059
東京都千代田区	教育事業所	器具備品	1,699
東京都千代田区	教育事業所	のれん	1,028
<p>当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、支社及び店舗を基本単位としてグルーピングをしています。</p> <p>上記の福祉事業所、教育事業における建物付属設備、器具備品、ソフトウェア及びのれんは収益性の悪化、また駐車場につきましては、地価の下落に伴い、帳簿価額に対し著しく時価が下落しているため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>なお、回収可能価額は正味売却価額により算定しており、福祉事業所、教育事業における建物付属設備、器具備品、ソフトウェア及びのれんについては零として評価し、駐車場につきましては平成19年10月に売却したため、帳簿価額を売却価額まで減額しております。</p>			

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)1,2	1,032,535	25,236	6,000	1,051,771
合計	1,032,535	25,236	6,000	1,051,771

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加25,236株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加25,000株、単元未満株式の買取による増加236株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,000株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)1,2	1,051,771	2,041,275	1,000,000	2,093,046
合計	1,051,771	2,041,275	1,000,000	2,093,046

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,041,275株は、取締役会決議による株式分割による増加1,051,771株、自己株式の取得による増加989,400株及び単元未満株式の買取による増加104株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,000,000株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																										
	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 福祉事業における内装設備及び建物長期賃貸借契約であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前の不動産に係るリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">取得価額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th style="text-align: center;">期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">建物</td> <td style="text-align: center;">323,860</td> <td style="text-align: center;">11,855</td> <td style="text-align: center;">312,005</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,243千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">321,531千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">322,774千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">47,074千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">11,855千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">45,988千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">40,121千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">871,119千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">911,241千円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	建物	323,860	11,855	312,005	1年内	1,243千円	1年超	321,531千円	合計	322,774千円	支払リース料	47,074千円	減価償却費相当額	11,855千円	支払利息相当額	45,988千円	1年内	40,121千円	1年超	871,119千円	合計	911,241千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																								
建物	323,860	11,855	312,005																								
1年内	1,243千円																										
1年超	321,531千円																										
合計	322,774千円																										
支払リース料	47,074千円																										
減価償却費相当額	11,855千円																										
支払利息相当額	45,988千円																										
1年内	40,121千円																										
1年超	871,119千円																										
合計	911,241千円																										

(有価証券関係)

前事業年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)及び当事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)における子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(1)繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金	退職給付引当金
151,237千円	153,632千円
役員退職慰労引当金	未払役員退職慰労金
106,717千円	106,717千円
賞与引当金	賞与引当金
267,745千円	264,940千円
未払法定福利費否認額	未払法定福利費否認額
34,378千円	35,754千円
未払事業税・事業所税	未払事業税・事業所税
17,758千円	96,472千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	貸倒引当金損金算入限度超過額
91,130千円	49,613千円
減価償却費超過額	減価償却費超過額
9,978千円	78,765千円
減損損失	減損損失
109,835千円	81,107千円
役員賞与引当金	役員賞与引当金
14,728千円	12,388千円
繰越欠損金	投資有価証券
86,427千円	177,561千円
投資有価証券	賃貸借契約解約損失引当金
11,653千円	62,677千円
その他	その他有価証券評価差額金
23,000千円	27,919千円
その他有価証券評価差額金	その他
177,162千円	28,126千円
繰延税金資産計	繰延税金資産計
1,101,753千円	1,175,677千円
繰延税金資産の純額	繰延税金資産の純額
1,101,753千円	1,175,677千円
(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳	(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の主な項目の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40.5%	40.5%
(調整)	(調整)
住民税均等割等	住民税均等割等
10.2%	15.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	受取配当金等永久に益金に算入されない項目
1.9%	2.1%
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
1.0%	1.1%
その他	その他
0.3%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
50.1%	55.0%

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 1,404.45円 1株当たり当期純利益金額 82.38円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 736.39円 1株当たり当期純利益金額 24.20円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。 当社は、平成20年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。 なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。 1株当たり純資産額 702.23円 1株当たり当期純利益金額 41.19円 なお、前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
当期純利益(千円)	935,417	543,961
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	935,417	543,961
期中平均株式数(株)	11,354,485	22,478,173
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年6月25日、平成17年6月29日、平成18年6月29日及び平成19年6月28日定時株主総会決議、平成19年7月19日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 6,260個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	平成17年6月29日、平成18年6月29日、平成19年6月28日及び平成20年6月27日定時株主総会決議、平成19年7月19日及び平成20年7月22日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 7,730個 この詳細は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
<p>1. 平成20年2月21日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割の実施を決議し、平成20年4月1日付をもって普通株式1株につき2株の割合で株式分割しております。</p> <p>(1) 分割により増加した株式数 普通株式 12,400,689株</p> <p>(2) 分割方法 平成20年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割しました。 当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前期における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当期における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりとなります。</p>			
前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
1株当たり純資産額 693.07円	1株当たり純資産額 702.23円	1株当たり純資産額 693.07円	1株当たり純資産額 702.23円
1株当たり当期純損失金額 21.40円	1株当たり当期純利益金額 41.19円	1株当たり当期純損失金額 21.40円	1株当たり当期純利益金額 41.19円
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 潜在株式は存在するものの 1株当たり当期純損失である ため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 希薄化効果を有している潜在 株式が存在しないため記載 しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 潜在株式は存在するものの 1株当たり当期純損失である ため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 希薄化効果を有している潜在 株式が存在しないため記載 しておりません。

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
<p>2. 当社及び当社の受託先の1つである医療機関は、平成20年5月13日付で大阪地方裁判所において、当社の社員(休職中)他1名より、次の訴訟が提起されました。</p> <p>(1) 訴訟の内容 損害賠償請求訴訟</p> <p>(2) 請求金額 訴訟物の価額 金193,337千円及びこれに対する平成16年6月9日から支払済みに至るまで、年5%の割合による金員</p> <p>(3) 訴訟の原因及び提起に至った経緯 当社受託先医療機関において、業務中に転落したことにより受傷し労災事故として、本件訴訟の提起に至ったものであります。 当社といたしましては、上記訴訟について裁判所で適切に対応してまいります。</p>			

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)														
	<p>持分法適用の関連会社株式の譲渡</p> <p>当社は、当社の持分法適用の関連会社である株式会社ファーコスに対する保有株式2,425株全てを株式会社スズケンに譲渡することを平成21年4月14日開催の取締役会にて決議し、平成21年5月1日付で株式を譲渡いたしました。</p> <p>1. 譲渡の理由 株式会社ファーコスの更なる発展について両社にて検討協議した結果、株式会社ファーコスの全株式を譲渡することとなりました。</p> <p>2. 譲渡した相手会社の名称 株式会社スズケン</p> <p>3. 譲渡年月日 平成21年5月1日</p> <p>4. 持分法適用の関連会社の名称、事業内容及び取引内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名称</td> <td>株式会社ファーコス</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>調剤薬局事業</td> </tr> <tr> <td>取引内容</td> <td>当社がレセプト業務受託</td> </tr> </table> <p>5. 譲渡する株式の数、譲渡価額、譲渡損益及び譲渡後の持分比率</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>株式の数</td> <td>2,425株</td> </tr> <tr> <td>譲渡価額</td> <td>1,387,100千円(1株につき572,000円)</td> </tr> <tr> <td>譲渡損益</td> <td>1,148,866千円(平成22年3月期計上予定)</td> </tr> <tr> <td>譲渡後の持分比率</td> <td>0.0%</td> </tr> </table>	名称	株式会社ファーコス	事業内容	調剤薬局事業	取引内容	当社がレセプト業務受託	株式の数	2,425株	譲渡価額	1,387,100千円(1株につき572,000円)	譲渡損益	1,148,866千円(平成22年3月期計上予定)	譲渡後の持分比率	0.0%
名称	株式会社ファーコス														
事業内容	調剤薬局事業														
取引内容	当社がレセプト業務受託														
株式の数	2,425株														
譲渡価額	1,387,100千円(1株につき572,000円)														
譲渡損益	1,148,866千円(平成22年3月期計上予定)														
譲渡後の持分比率	0.0%														

【附属明細表】
【有価証券明細表】
【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	ゼリア新薬工業株式会社	93,000	100,440
		高知医療ピーエフアイ株式会社	2,000	100,000
		日本ケミファ株式会社	287,000	82,369
		株式会社スズケン	31,700	81,627
		株式会社日本共同システム	8,000	74,088
		株式会社メディセオ・パルタックホールディングス	56,100	58,961
		日本管財株式会社	44,600	55,527
		東邦薬品株式会社	44,700	42,330
		テンブホールディングス株式会社	80,000	40,640
		株式会社東電通	200,000	34,000
		その他 1 2 銘柄	90,266.27	140,152
計		937,366.27	810,135	

【債券】

銘柄		券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	
有価証券	その他有価証券	三菱UFJセキュリティーズインターナショナルW9505	20,000	5,048
		三菱UFJセキュリティーズインターナショナルW9749	20,000	4,971
		イクシス・ストラクチャード・プロダクツ・リミテッド	10,322	3,405
		小計	50,322	13,425
投資有価証券	その他有価証券	ノムラバンク(ルクセンブルク)エスエーNo.5777	100,000	26,020
		ノムラバンク(ルクセンブルク)エスエーNo.5809	100,000	13,520
		ノムラヨーロッパファイナンスエヌブイNo.21236	100,000	14,320
		BS KOトリガー型CTC株転換可能債	50,490	18,141
		MACトリガー型みずほFG転換可能債	50,297	8,983
		KBC KOトリガー型EBトクヤマ	50,064	17,061
		ダイワSMBC #697 FR	50,000	44,210
		ノムラバンク(ルクセンブルク)エスエーNo.5192	50,000	8,740
		ダイワSMBC #3728 FR	50,000	6,730
		CSトリガー型225連動デジタル債	50,000	16,730
		その他 1 1 銘柄	322,538	47,148
小計		973,389	221,603	
計		1,023,711	235,029	

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (千円)	
有価証券	その他有価証券	(投資信託受益証券)		
		ノムラ外貨MMF(USMMF)	141,303	137
		小計	141,303	137
投資有価証券	その他有価証券	(投資信託受益証券)		
		ベトナムファンド 2007-10	2,000	7,494
		(投資事業組合出資証券)		
		安田企業投資1号投資事業有限責任組合	1	8,955
小計		2,001	16,449	
計		143,304	16,587	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,117,721	1,039,695	526,438	4,630,978	1,410,772	126,983	3,220,205
構築物	39,052	8,083	-	47,135	23,719	2,509	23,416
機械及び装置	123,560	-	-	123,560	75,801	7,904	47,759
車両運搬具	8,724	-	8,724	-	-	-	-
工具、器具及び備品	527,258	20,101	164,616	382,743	294,329	55,722	88,413
土地	3,619,791	1,750,370	-	5,370,161	-	-	5,370,161
リース資産	-	652,042	-	652,042	199,427	57,947	452,615
建設仮勘定	-	2,415	-	2,415	-	-	2,415
有形固定資産計	8,436,109	3,472,707	699,779	11,209,037	2,004,051	251,067	9,204,986
無形固定資産							
のれん	-	-	-	1,542	1,542	-	-
電話加入権	-	-	-	20,027	-	-	20,027
ソフトウェア	-	-	-	350,739	283,358	53,492	67,380
リース資産	-	-	-	79,800	70,992	9,188	8,808
その他	-	-	-	41,299	3,400	200	37,899
無形固定資産計	-	-	-	493,409	359,293	62,881	134,116
長期前払費用	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産							
-	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1. 建物勘定の当期増加額の主なものは神田富山町自社ビル取得による1,021,142千円であります。

2. 土地勘定の当期増加額の主なものは神田富山町自社ビル用の土地の取得による1,750,370千円であります。

3. 建物勘定の当期減少額の主なものは「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」の適用によるリース資産勘定への振替額518,985千円であります。

4. リース資産勘定の当期増加額の主なものは「リース取引に関する会計基準」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」の適用による各資産勘定からの振替額652,042千円であります。

5. 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	225,639	86,082	26,653	1,579	283,489
賞与引当金	644,101	654,173	644,101	-	654,173
役員賞与引当金	36,366	30,590	36,366	-	30,590
役員退職慰労引当金	263,500	-	263,500	-	-
賃貸借契約解約損失引当金	-	154,759	-	-	154,759

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ 現金及び預金

内訳	金額(千円)
現金	21,679
預金	
当座預金	348,615
普通預金	3,174,879
別段預金	58
振替貯金	2,561
定期預金	579,769
小計	4,105,885
計	4,127,564

ロ 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社学文社	3,960
東島利夫	819
計	4,780

(ロ) 期日別内訳

期日	金額(千円)
平成21年4月	1,446
平成21年5月	1,687
平成21年6月	1,646
計	4,780

八 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
東京都国民健康保険団体連合会	164,088
大阪府国民健康保険団体連合会	136,587
川崎市立川崎病院	132,358
千葉県国民健康保険団体連合会	102,958
埼玉県国民健康保険団体連合会	89,269
その他	4,672,577
計	5,297,840

(ロ) 売掛金の発生及び回収ならびに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
5,004,710	48,900,801	48,607,671	5,297,840	90.2	38

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記当期発生高には消費税等は含まれております。

二 原材料及び貯蔵品

内訳	金額(千円)
貯蔵品	
教材	91,551
従業員用制服	20,184
計	111,736

ホ 繰延税金資産

繰延税金資産は、流動資産と固定資産の合計で1,175,677千円であり、その内容については「第5 経理の状況、2 財務諸表等、(1) 財務諸表 注記(税効果会計関係)」に記載しております。

負債の部

イ 未払金

相手先	金額(千円)
給料手当	2,542,143
神田社会保険事務所	172,853
人材派遣健康保険組合	91,785
事業所税	38,415
厚生労働省東京労働局	38,138
その他	368,172
計	3,251,510

(3) 【その他】

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

当社及び当社の受託先の1つである医療機関は、平成20年5月13日付で当社受託先医療機関において、業務中に転落したことにより受傷し労災事故として損害賠償請求訴訟(総額193,337千円及びこれに対する平成16年6月9日から支払済みに至るまでの年5%割合による金員)を大阪地方裁判所に提起されました。

なお、当訴訟につきましては現在係争中であります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	(特別口座) みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	みずほインベスターズ証券株式会社 本店及び全国各支店 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による ことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、当会社の株主はその有する単元未満株式について、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利並びに株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第40期）（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）平成20年6月30日関東財務局長に提出

(2) 四半期報告書及び確認書

（第41期第1四半期）（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）平成20年8月14日関東財務局長に提出

（第41期第2四半期）（自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日）平成20年11月14日関東財務局長に提出

（第41期第3四半期）（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）平成21年2月13日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書

平成20年7月22日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行決議）に基づく臨時報告書であります。

平成21年6月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。

(4) 臨時報告書の訂正報告書

平成20年8月15日関東財務局長に提出

平成20年7月22日提出の臨時報告書（新株予約権の発行決議）に係る訂正報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 平成20年10月16日 至 平成20年10月31日）平成20年11月13日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年11月1日 至 平成20年11月30日）平成20年12月11日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成20年12月1日 至 平成20年12月31日）平成21年1月9日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成21年1月1日 至 平成21年1月31日）平成21年2月12日関東財務局長に提出

報告期間（自 平成21年2月1日 至 平成21年2月28日）平成21年3月12日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年 6 月27日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

霞友監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 依田 友吉 印

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

私どもは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私どもの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センター及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(1)(八)に記載されているとおり、連結子会社は商品の評価基準及び評価方法を移動平均法による原価法から売価還元法による原価法に変更した。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センター及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月1日に持分法適用の関連会社である株式会社ファークスに対する保有株式をすべて譲渡している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社日本医療事務センターの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社日本医療事務センターが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

霞友監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 依田 友吉 印

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

私どもは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私どもの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私どもは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私どもに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私どもは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私どもは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センターの平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども両監査法人又はそれぞれの業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

株式会社 日本医療事務センター

取締役会 御中

海南監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 溝口 俊一 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 古川 雅一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日本医療事務センターの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本医療事務センターの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年5月1日に持分法適用の関連会社である株式会社ファーコスに対する保有株式をすべて譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。